

令和3年10月7日

◎下村委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(9時58分開会)

◎下村委員長 本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、12日火曜日の委員会で協議していただきたいと思ひます。

お諮りします。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎下村委員長 御異議なしと認めます。

それでは日程に従い、まず委員席を決定いたしたいと思ひますが、委員長一任で御異議ありませんか。

(異議なし)

◎下村委員長 御異議なしと認め、私のほうで決定することといたします。

それでは、中根委員、黒岩委員はそれぞれ左隣に移動をお願いします。

それでは、これを委員席と決定いたします。

それでは、議案及び報告事項を一括議題とし、部局ごとに説明を受けることにいたします。

なお、本日は第一委員会室において12時30分から決算特別委員会の組織委員会を開催いたしますので、11時45分頃をめぐり、早めに休憩に入らせていただきたいと思ひます。

#### 《総務部》

◎下村委員長 それでは、最初に総務部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思ひますので、御了承願ひます。

◎徳重総務部長 それでは、9月定例会の総務委員会の総括説明ということで、まず今回の補正予算の概要について御説明をさせていただきます。お手元の総務部という青いインデックスをつけております総務委員会資料、議案補足説明資料の1ページ目、令和3年度9月補正予算(案)の概要をお開きください。

今回の一般会計補正予算(案)につきましては、主に新型コロナウイルス感染症への

対応を図るためのものがございます。

まず、下の歳出の表のうち補正額（B）の欄の一番下の行でございますが、総額で161億648万9,000円の増額補正となっております。

歳出の内訳といたしましては、（1）経常的経費が125億1,500万円余りとなっております。このうち、その他が124億7,400万円余りでございますけれども、これは患者の入院病床や宿泊療養施設の確保、生活福祉資金の貸付けの拡充に係る費用と予備費の増額などがございます。また、（2）投資的経費が35億9,100万円余りとなっておりますが、これは公共事業に係る国費の内示等への対応などがございます。

これらの歳出を賄う上の表、歳入の補正につきましては、中段の（2）特定財源が153億8,600万円余りとなっております。内訳といたしまして、国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が102億700万円余り、地方創生臨時交付金が7億6,100万円余りとなっておりますが、これらのものを合わせまして142億3,200万円余り。県債は、公共事業などに係る借入れで9億1,600万円。その他は、公共事業に係る市町村からの負担金などで2億3,800万円余りとなっております。

上段の（1）一般財源につきましては7億2,000万円余りとなっており、内訳といたしましては、その他は前年度からの繰越金などがございます。

以上、9月補正予算案の全体の概要でございます。

次に、補正予算の専決処分の概要につきまして御報告をさせていただきます。内訳といたしましては、高知県議会議員補欠選挙に伴うものが1件、新型コロナウイルス感染症対策に伴うものが4件の合計5件でございます。

資料の2ページを御覧いただきまして、報第24号令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告の概要をお開きください。

こちらは、高知県議会議員補欠選挙の実施に要する経費について、急施を要したため、8月10日に専決処分を行ったものでございます。下の（2）歳出の表のうち、補正額（B）の欄の一番下の行でございますが、3,302万8,000円の増額補正となっております。これらの歳出を賄う上の表の歳入の補正につきましては、全額財政調整基金の取崩しで対応しております。

続きまして、資料3ページをお開きください。この後御説明いたします4件は新型コロナウイルス感染症対策に伴うものになります。

まず、報第25号でございます。こちらは営業時間短縮要請に伴う飲食店等への協力金のほか、関連事業者への給付金及び雇用維持に係る給付金に要する経費につきまして、急施を要したため、8月20日に専決処分を行ったものでございます。一番下の行でございますが、28億4,996万3,000円の増額補正となっており、全額国庫支出金の地方創生臨時交付金を活用しております。

続きまして、資料の4ページをお開きください。報第26号でございます。

こちらは、高知市へのまん延防止等重点措置の適用に伴い、飲食店等への協力金及び関連事業者への給付金に要する経費につきまして、8月26日に専決処分を行ったものでございます。一番下の行でございますが、11億9,347万円の増額補正となっております、全額国庫支出金の地方創生臨時交付金を活用しております。

続きまして、資料の5ページを御覧ください。報第27号でございます。

こちらは、南国市への営業時間短縮要請の延長に伴い、飲食店等への協力金に要する経費につきまして、9月2日に専決処分を行ったものでございます。一番下の行でございますが、3,240万円の増額補正となっており、全額国庫支出金の地方創生臨時交付金を活用しております。

続きまして、6ページをお開きください。報第28号でございます。

こちらは、高知市への営業時間短縮要請の延長に伴い、飲食店等への協力金に要する経費につきまして、9月10日に専決処分を行ったものでございます。一番下の行でございますが、8億8,940万円の増額補正となっており、全額国庫支出金の地方創生臨時交付金を活用しております。

次に、総務部関連の議案について御説明をさせていただきます。総務部からは、第1号議案令和3年度高知県一般会計補正予算の所管分としまして、財政課から提出をさせていただいております。詳細については、後ほど財政課長から説明いたします。

次に、条例その他議案でございます。総務部からは、第3号議案高知県税条例の一部を改正する条例議案及び第4号議案高知県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例議案、報第24号議案令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告の3件を提出させていただいております。各議案の詳細については、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

次に報告事項でございます。資料はお手元の資料のうち総務部という青いインデックスが貼ってある表紙に総務委員会資料報告事項とある資料を御覧ください。

今回報告いたしますのは、赤のインデックス、行政管理課から令和2年度内部統制の評価について、財政課からは今後の財政収支の見通しと令和2年度決算に基づく健全化判断比率等の状況について、市町村振興課から令和2年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率等の状況と水道広域化推進プランについての5件でございます。詳細については、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

最後に、主な審議会等の状況について説明をさせていただきます。資料は今御覧いただいていた報告事項の資料のうち、審議会等という赤いインデックスの資料を御覧ください。表題に、主な審議会等の状況（総務部7月2日～10月6日）と記載された資料でございます。

まず、高知県公益認定等審議会でございます。今期につきましては8月17日に開催いたしまして、諮問案件1件について審議し、答申が決定されております。

次に、高知県行政不服審査会でございます。今期につきましては、7月21日、8月26日及び9月29日に開催いたしまして、諮問案件6件について審議をしており、うち1件は答申が決定され、5件は審議を継続することとなっております。

次に、高知県公文書開示審査会でございます。今期につきましては、8月2日及び9月24日に開催いたしまして、諮問案件2件について審議をしており、いずれも審議を継続することとなっております。

次に、高知県個人情報保護制度委員会でございます。今期につきましては、8月20日に開催いたしまして、諮問案件4件について審議をしており、うち1件は答申が決定され、3件は審議を継続することとなっております。

次に、高知県公文書管理委員会でございます。今期につきましては、7月13日及び8月6日に開催いたしまして、保存期間が満了した公文書の公文書館への移管及び廃棄についての諮問に対して答申が決定されております。

なお、審議会の開催状況につきましては、担当課長からの説明は省略させていただきます。

私からは以上でございます。

◎下村委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈財政課〉

◎下村委員長 初めに、財政課の説明を求めます。

◎三橋財政課長 まず、一般会計補正予算について御説明をいたします。右上に②と書かれました議案説明書（補正予算）の4ページをお開きください。

歳入予算についてでございます。まず、11寄附金につきましては、県内外の皆様からお寄せいただいた新型コロナウイルス感染症助け合い寄附金を歳入予算として計上するため、1,951万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、13繰越金につきましては、前年度からの繰越金を9月補正の財源として活用するため、7億51万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

歳出予算でございますけれども、予備費について、2億5,000万円の増額補正をお願いするものでございます。予備費につきましては、6月補正以降に新型コロナウイルス感染症対策などにおよそ2億5,000万円を活用しております。今後も引き続き、状況に応じて、感染症対策などを迅速に実施する必要があることから、6月補正以降の執行分と同規模となる2億5,000万円の増額を行うものでございます。

続きまして、表紙の右上に④と書いております議案説明書（条例その他）の7ページ

をお開きください。

こちらは、高知県議会議員補欠選挙に要する経費について、8月10日付で専決処分を行ったものでございます。当課の所管につきましては、10ページをお開きください。

歳入予算でございますが、専決処分の財源として必要となる一般財源につきまして、財政調整基金の取崩しで対応するため、3,302万8,000円の増額補正を行ったものでございます。

以上で、財政課の説明を終わらせていただきます。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎田中委員 個別の話ではないんですけど、地方創生臨時交付金でこれまでコロナ対策を色々やっていただいて、今回報告もありましたように時短要請等に出してきた中で、現状もう使える分がないという状態で、時期的に一番今が経済対策として打っていくのに大事な時期だと私は考えています。そんな中で、今回補正に実際上がってこなかった、いわゆる臨時交付金がなくて使えないから補正に上がってこなかったというものは内部でどれぐらいありますか。

◎三橋財政課長 中で上がってこなかった案件については、財政課で受け取っていないものも含めるとちょっと把握できないところもありますけれども、我々の判断といたしまして、まず、第5波対策ということで今回まん延防止等重点措置の指定なども受けましたけれども、これに対してはやはり事業者の方も影響を受けることから、まずは給付金についてはしっかりやらなければならないだろうということで、措置をさせていただきました。プラス、雇用に着目した給付金も措置をさせていただいた上に、やはりその影響が長期化をしていることから事業者に対するさらなる対策が必要だということで、この9月補正につきましては、雇用の給付金につきましては増額の措置をお願いしているところでございます。基本的には、事業者の対策についてはこれでしっかりと対応していこうと考えているということでございます。

◎田中委員 どうしても財源の問題で、いいアイデアが出てこないというか、まず考えることをしなくなるというか、それがないように。ぜひ、財源というよりも、内部でしっかり各部局が対策に様々なことを考えてくる。その上で、財源をどう捻出するかという話に考え方を持っていけないと、そこでもう結局、財源がないからということで考えることをしなくなればいけないと思うんです。今、観光にしてもそうですけど、これまで中断していたもの、その分残したものが、今回実施されるわけですね。そういった意味で、これからその分の後、キャンペーンが終わった後をどうしていくかということ。国の財政出動がどうなるかということも時期的なことも踏まえながら、考えることはできると思うんです。ぜひ、現場の声を聞き取られて、いろんなことを考えていただきたいと思いますけれど、いかがでしょうか。

◎三橋財政課長 我々としても臨時交付金がないからといって、必要な対策を打たないということはあってはならないとは思っています。財政至上主義ではございませんので、必要な対策があれば、これは財政調整基金を取り崩してでも対策をするというのがあるべき姿だと思いますので、各部局においては当然、中で議論していきますけれども、事業者の状況をしっかりと確認をした上で、必要な対策を行っていくことにつきましては、財政課としてもサポートをしていきたいと思っています。

一方、とはいえ、財政調整基金だけで対応できるものも限られておりますので、これは国に対してはしっかり臨時交付金を含めて、財源措置は求めていきたいと考えております。

◎下村委員長 質疑を終わります。

#### 〈税務課〉

◎下村委員長 次に、税務課の説明を求めます。

◎久保税務課長 税務課の条例その他議案につきまして御説明申し上げます。右上に③と書かれました高知県議会定例会議案（条例その他）の1ページ目をお開きください。

高知県税条例の一部を改正する条例議案でございます。今回の改正は、狩猟税に関する部分でございますが、条例の附則の条文の中に、鳥獣被害防止特別措置法の条文番号を引用している箇所がございます。このたび、この法律の一部改正があり、引用している箇所の項の番号にずれが生じたことから、この部分の改正をお願いするものでございます。条例の内容そのものにつきましては、変更はございません。施行は公布の日からとしております。

以上でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

#### 〈市町村振興課〉

◎下村委員長 次に、市町村振興課の説明を求めます。

◎平本市町村振興課長 私から補欠選挙の関係の専決処分について御説明させていただきます。お手元の資料④議案説明書（条例その他）の11ページをお開きいただければと思います。

高知県議会議員補欠選挙の実施に要する経費について、急施を要したため、8月10日に専決処分を行わせていただいたものでございます。補正額といたしましては、2総務費の補正額欄にございますとおり、3,302万8,000円の増額補正をしたものでございます。内訳の主なものを御説明いたします。右側の説明欄を御覧ください。

上から2つ目の一般職給与費185万3,000円は、職員の時間外手当でございます。3つ

目の選挙公営費負担金610万1,000円は、選挙運動のうち公費負担ができるものに係る負担金、4つ目の市町村等交付金2,194万4,000円は、選挙区である町村、今回であれば佐川町、越知町、日高村が選挙執行に要する経費を交付する市町村交付金及び不在者投票施設交付金となっております。

当該補欠選挙は、9月3日告示、9月12日投開票の日程で大きなトラブルなく執行されました。

市町村振興課からの説明は以上でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

#### 〈デジタル政策課〉

◎下村委員長 次に、デジタル政策課の説明を求めます。

なお、会計管理局の竹村次長も同席をしております。

◎津田デジタル政策課長 当課の令和3年度9月条例改正議案について御説明いたします。お手元の資料④議案説明書(条例その他)の1ページをお願いいたします。

高知県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について御説明いたします。この条例改正の目的は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が一部改正されたことを踏まえまして、高知県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について必要な改正をしようとするものです。

具体的な説明につきましては、補足説明資料で御説明いたします。議案補足説明資料の赤いインデックス、デジタル政策課の資料の1ページをお開きください。

背景の部分をご覧ください。国においては行政のデジタル化を推進するため、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、通称行政手続オンライン化法を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、通称デジタル行政推進法に改正がされております。この改正において、地方公共団体の努力義務として、条例・規則等に基づく手続における情報通信技術の活用が引き続き規定され、さらに、情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正、いわゆるデジタルディバイド対策が新たに規定されたことから、法と同趣旨の条例改正を行おうとするものでございます。

条例改正の概要としては、法律に基づく事務に係る手続と同様、条例・規則等に基づく県の事務についても、情報通信技術を活用して対応できるようにするため、必要な改正を行うものです。名称についても、法律の改正に合わせて、高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例と変更することとしております。

主な改正内容については、中段に記載しておりますとおり3点ございます。

1つ目は、手数料の電子納付でございます。個別条例・規則等においては、納付方法

を指定している場合がございますが、本改正ではそれらの規定にかかわらず、電子納付が可能とする旨の規定を追加することとしております。この改正により、現在運用しております電子申請システムの電子収納機能を活用し、電子納付への対応が可能となりますので、改正条例が成立した場合に、来年1月から導入するというスケジュールで進めているところでございます。

2つ目は、書類添付の省略です。こちらも個別条例・規則等において、書類が指定されている場合がございます。その場合においても、マイナンバーカード等の活用によって、書類の添付を省略できる規定を追加することとしております。具体的には、マイナンバーカードを利用して行われた手続については、住民票の写し、印鑑証明書等を省略することが可能となります。

最後の3つ目がデジタルディバイド対策です。法律において地方公共団体の努力義務が規定されたことを踏まえ、改正を行うものです。高知県デジタル化推進計画においても、本年度のバージョンアップのポイントといたしまして、デジタルディバイド対策等により利用拡大を目指す段階へ移行としており、対策を図っているところでございます。

施行日は規則で定める日としておりますが、電子申請システムにおける電子納付への対応予定を踏まえて定めたいと考えております。

これらの条例改正等を通じまして、行政手続の原則オンライン化を早期に実現してまいります。

説明は以上でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎中根委員 施行日が規則で定める日、最初の御説明では来年1月からというお話もあったように思います。それは正確なところどうですか。

◎津田デジタル政策課長 来年1月からの導入ということで、電子申請システムの現在契約をしている業者との間で協議をしていて、来年1月というのが現時点での見込みとなっておりまして、その見込みに間に合うように改正をするという予定でございます。詳細につきましては、業者との協議の詰め段階で確定をしていくということで考えてございます。

◎中根委員 了解しました。それで、まだまだこういう制度の変化に追いつけない県民もたくさんいるわけですよね。これまでどおりのペーパーによるやり取りも窓口でのやり取りも残して、同時に利便性もという捉え方でいいですよね。

◎津田デジタル政策課長 そのとおりでございます。ペーパーでの従来どおりの行政手続も、引き続き使用可能ということで考えてございます。

◎坂本委員 デジタルディバイド対策の実施ですけれども、条例の文言としては、格差の是正を図るために必要な施策を講ずるということなんですけれども、必要な施策という

のは、自治体が決めることだろうとは思いますが、自治体が決めるときにそういう施策を必要とする不慣れな高齢者等の意見をどういうふうに押さえて、それに対する施策を講じていくのかということについてはどんなに考えられていますか。

◎津田デジタル政策課長 現在、本年度の国の事業で、高齢者の方を中心としたこういった電子機器の使用に不慣れな方向けの講習会を開催している状況でございます。こういった講習会を、来年度以降も継続して開催をしていく予定になってございますので、その中でも、やはり利用者の声というものを直接聞き取って、そういったものを踏まえて、より支援の在り方をブラッシュアップ、向上を図っていくことが必要ではないかと考えております。

◎坂本委員 国がやっていることをどれだけ地域の高齢者が知っているかといったら、多分あんまり知っていないと思いますし、これから自治体がやるようになったときに、どういうニーズに答えていくことをやるのかということも、よほどきちんと周知されないと、本当に必要な人がそこへ参加してくれるかどうかということが分からないと思うんです。

それともう一つは、全部そういう講習などをやるのも自治体任せにするのか。あるいは、もう既に私たちの地域では、いろんな防災情報などがスマホで入ってくるけれども、それをスマホで使えるようになるために、そのアプリをどうやって入れるかとかいったことを、地域で独自に高齢者スマホ教室をやっているんです。例えばそんなことに対して自治体が支援してくれるのか、これからもこのウィズコロナの中でどうしていくかということで、高齢者でもZoomが使えるようにしようと、そのための教室を独自に地域で開こうということなどもやっているんですけれども、そういうことへの支援などもあるのかどうか。もうそれは独自でやっていることは独自でやってくださいということなのか、そこら辺はどうなんですか。

◎津田デジタル政策課長 今年度、国で行っている事業には2つスキームがございまして、1つはいわゆる国からの委託の事業者が講習をするやり方で、もう1つが委員のおっしゃったとおり、地域の協議会等と連携をして講習をやるという方法がございます。この両方の方法をうまく活用しながら、引き続き利用者の拡大、利用の拡大に取り組んでいきたいと考えております。

◎坂本委員 そういうことは、実際にこの条例が施行されて以降、具体的になっていく段階で、自治体のほうからいろんな広報などをしながら、地域と連携ができる仕組みをつくってくれるという理解でよろしいでしょうか。

◎津田デジタル政策課長 引き続き市町村や、あるいは県内の各地の団体、企業と連携をして、そういった事業の展開を図っていきたいと考えております。

◎梶原委員 関連ですけれど、既に御承知のこととは思いますが、特に高知県のよう

な高齢者が多い、中山間地域が多い、そういったところで、デジタル化という世の中の流れに皆さんがどう対応していくかということが、本当に暮らしに関わる行政手続のデジタル化のみならず、デジタルディバイド対策をしっかりと行うことによって、地域での在宅の医療や介護、見守り活動、さらには坂本委員が言われたような防災での様々な取組、いろんなことがもう全て生活に関係することを、中山間地域でどれだけ高齢者の皆さんが、デジタルを活用しながら生活ができるか。ここへ全て関わってくると思いますので、このことは総務部というより、県庁挙げて取り組むことが全ての部局の課題の解決にもつながってくるものだと重々承知はしておられると思います。ここのウエートをしっかり高めていただいて、それぞれの市町村が、それぞれの集落や集落活動センターとかいろんなところで、こういった活動をされるような人材をいかに供給するのか。決して専門家だけではなくて、もともとが全く分からない人に分かりやすく教えるという、ただのデジタルの専門家だけではできないようなスキルが必要であったり、逆にデジタル技術もしっかり分かるスキルも必要であったり、いろんなことが求められると思いますので、そういう市町村に対する支援も手厚く、こういったことをしていけるか積極的に考えて、行っていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

◎中根委員 もう1点だけ。こういうことを一生懸命利便性を高めて、皆さんが取りやすいようにという行政側の思いと、実際には先ほど来お話が出ている高齢化とかいろんな事情によって、そこに対応できない人たちはやっぱり今の現状では多いと思うんです。そのときに、窓口がどんどん閉鎖されていくと、その人たちの利便性そのものが失われていくということも、急速にすることによって起こってきています。今全国でも、高知市でもいろんなことがあっています。ですから、やっぱり対面で丁寧に、個人情報も関わる行政の手続について対応できるようなツールもしっかり残しておくという、それも一つの今現在の役割だと思しますので、その点は全体としてどう考えられているでしょうか。

◎津田デジタル政策課長 引き続き、対面での手続、あるいは紙での手続を残していくと、先ほど御説明申し上げたんですけれども、そのために、紙で出てきた書類を職員のほうで電子化をするという取組も併せてやっております。申請のところから電子で出させていただくというものと、従来どおりの提出をしていただいたものを職員の側で電子処理するというやり方、この両方を並行させることによって、電子機器を使える方の申請は電子機器を使っていただく。そうでない方の申請は従来どおりするというところでやっていきたいと考えております。

その上で、電子機器で申請をするというところは、やはりこれが増えてくると窓口にお越しになる方というのは減ると思いますので、その減った分に関して、来ていただいた方一人一人への対応に、比較的、従前よりも時間的な余裕が生まれますので、そうい

った意味で窓口における丁寧な対応にもつながっていくのではないかと考えているところ  
です。

◎中根委員 ぜひ、そうありたいと思いますし、近くの窓口がどんどんなくなってしま  
って、後で困ってしまったなというような極端な例が全国にはやっぱりあるんですね。  
そういう点を、高知県の中ではぜひとも丁寧にやっていただきたいと要請したいと思  
います。

◎西内（隆）副委員長 デジタル化は、流れで進めていかないといけないのだろうな  
と思うんですけども。主な改正内容のところ、条例を改正することによって改正後の  
イメージと書いていますけれども、これは様々なサービスが実際どういうふうに提供さ  
れるかというのは、それぞれの所管によって、やる、やらないというのを検討して、実  
施をされていくという理解でいいんですか。

◎津田デジタル政策課長 そのような理解でございます。その上でデジタル政策課とし  
ても、各部局の取組を前に進めていただくよう支援をしていくということでございま  
す。

◎西内（隆）副委員長 デジタル政策課の今までの携わり方として、システムの導入の  
部分でいろいろと汗をかくシーンが多かったと思うんですけども、これからは今言わ  
れたように関わっていく中で、フォローの部分もしっかりできるような体制づくりをし  
ていく必要があるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

◎津田デジタル政策課長 従来、システムの導入ということで一からシステムをつくる  
ケースが多かったので、そこで調達場面での当課の関わりが大きかったと認識をして  
おります。今後、このオンラインの申請システムもそうなんですけれども、民間企業で提  
供しているサービスを県庁に導入していくことが増えてまいります。そうするとシステ  
ムを調達する場面よりも、それをいかに運用していくかという場面で、かなりいろい  
ろな課題や、どのように使ったらいいのかという話が出てくると認識しておりますので、  
そういった意味で、当課の関わり合いも調達場面に限らず、その後のアフターフォー  
ローもしっかりやっていきたいと考えております。

◎西内（隆）副委員長 過渡期は、紙もデジタルもいろいろ人手もかかって大変でしょ  
うけれども、しっかり取り組んで、高知県のデジタル化が進むように御尽力いただきま  
すようお願いいたします。

◎下村委員長 私のほうから、要請という形でぜひお話をさせていただこうと思  
うんですが、先ほど梶原委員もおっしゃいました、また自分も本会議で質問させていただ  
いたんですが、やはり市町村によって、デジタル分野の活用方法であったりサポートであ  
ったりといった辺りが、自分も調査する中でかなり開きがあるような、そういう部分  
が感じられました。ですので、ぜひ、こういった取組をすることは、本当に総務部  
だけの話ではなくて、全体に波及するお話ですので、そういった意味においては、  
より細かく、き

め細かなサポートを入れながら、いろんな部局とまた連携しながら、ぜひお願いをしたいということでございます。

◎徳重部長 今、梶原委員と下村委員長からも御要請ということではありましたが、御指摘のとおりであるかなと思っております。このデジタル化を進めていくには、やはりバランスというものに意を用いていかないといけないと思っております。産業と行政のデジタル化、行政のデジタル化の中も、行政事務をスムーズにしていくためのデジタル化と、県民の皆さんに使っていただくところの利便性を向上するためのデジタル化というところもありますので、限られた財源のところではあるんですけども、県全体としてデジタル化を進めていくためには、そこをうまくバランスをとっていくと。

あと御指摘ありました人材の面で、やはりデジタル企業だけを相手にしているわけではありませんで、県民を相手にしているということを強く意識しながら、プロフェッショナルだけではなく、やっぱり一般の方にもどう伝わるかという観点を大事にしながら、そのバランスを取りながら、市町村のサポートもしっかりして、ひいては県民の皆さんにデジタル化の利便性が伝わっていくようにするということが、県全体でやっていかないといけないことだと思っております。そこに意を用いながら、デジタル化推進本部なども使いながらやっていきたいと思っております。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、総務部の議案を終わります。

#### 〈報告事項〉

◎下村委員長 それでは、続いて総務部から5件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにいたします。

まず、令和2年度内部統制の評価について、行政管理課の説明を求めます。

◎岡本行政管理課長 令和2年度内部統制の評価について、御報告申し上げます。

資料は、お手元の表紙に総務委員会資料、報告事項と書いてあります資料の中の赤色のインデックス、行政管理課の1ページをお願いいたします。

内部統制につきましては、地方自治法に基づき、令和2年度の評価結果を今議会に提出させていただいておりますので、その内容を御報告いたします。

お手元の資料には、2枚目に提出いたしました令和2年度の内部統制評価報告書、3枚目に監査委員からの審査意見書をつけておりますが、1ページ目の資料に内容をまとめておりますので、こちらで御説明をさせていただきます。

1ページ目の資料のまず左上、1概要でございます。

内部統制は、①にございますように、平成29年の地方自治法の一部改正に伴いまして、事務の適正な執行を確保するため、令和2年度から都道府県に対し導入が義務づけられました。本県では、令和2年3月に基本方針を策定し、法で定められております（1）

財務に関する事務に加えまして、（２）個人情報保護に関する事務、（３）コンプライアンスに関する事務に係る内部統制の体制を整備して運用を行っております。

次に③ですが、令和２年４月から内部統制の運用を開始し、年度ごとに、その運用状況等を評価した評価報告書を作成し、監査委員の意見を付して、議会に提出するという流れでございます。

次に、資料右上、２内部統制の取組につきましては、各所属におきまして、過去の監査の指摘事項なども参考に、事前に事務執行上のリスクの把握と対応策を整備いたしまして、日常業務の中に踏み込んで運用をいたします。そして、９月30日、３月31日を基準日といたしまして、各所属は自己評価により事務を点検し、その結果、確認された不備等につきましては、改めて対応策を整備するなどの見直しを行い、下の取組イメージにございますように、PDCAサイクルを回しながら取組を行っております。

次に、資料中ほど、３内部統制の評価を御覧ください。

県といたしまして、内部統制の運用状況がどうであったかなどの評価の仕組みとしましては、まずは、申し上げましたように、各所属において自己評価を行います。財務、個人情報保護など３つの事務につきまして、不備、すなわち不適切な事案が発生しなかったかという観点で、重大な不備、不備、不備なしの３段階で自己評価を行います。

次に、その右側、イ県全体の評価のところですが、各所属の評価をもとに、県全体の評価を行い、改めて重大な不備に該当するかを判断いたします。ここで、重大な不備と評価した事案は、今回の報告書に記載をいたしております。

なお、重大な不備につきましては、県民または県組織に対し、大きな経済的・社会的な不利益を生じさせたものが該当をいたします。

次に、その右側、ウ内部統制の有効性の有無のところですが、内部統制の有効性の有無の判断に当たっては、右側の吹き出しにありますように、総務省のガイドライン上重大な不備が一つでもあれば、内部統制が有効に運用されていないと評価すると示されております。

令和２年度の実際的评价結果につきましては、下段の枠線で囲んだところに記載をしております。

まず、左側の表は各所属の自己評価を精査した結果でして、（１）財務では、重大な不備が４件、不備が264件、（２）個人情報保護に関しましては、重大な不備が２件、不備が13件という結果でございました。表の下、コンプライアンスにつきましては、不備はございませんでした。

表の右側に、重大な不備と評価しました３事案６件の内容を記載しております。３事案とも、既に関係する常任委員会に御報告をさせていただいているものでございますけれども、まず１つ目は、議会の議決を要する個人防護具の購入契約につきまして、専決

処分手続と議会への報告遅れがございました。これは健康政策部の事案でして、コロナ禍において不足する医療用の防護具を緊急購入するというものでありましたけれども、議会の議決を要する案件との認識が欠けており、必要な手続を怠っていましたことから、重大な不備と捉えております。再発防止策としまして、管理職に向けた周知やチェックリストによる確認徹底をいたしております。

2つ目は、航空燃料の廃油処理契約につきまして、未許可業者へ廃油処理を委託したものでございます。これは危機管理部の2つの課と警察本部の事案でございます。結果として、この廃油処理による環境被害は発生しておらず、また、危機管理部の職員のセルフチェックにより判明したという事案ではございましたけれども、危険物を取り扱う複数の所属におきまして、不適切な処理があったということでありましたので、重大な不備と捉えております。再発防止策としまして、廃棄物に関する学習の徹底、契約時に複数人で確認を行うことといたしております。

3つ目は、栄養士等の免許交付事務につきまして、個人情報を含む書類の紛失、無断持ち出しをしたものでございます。これは健康政策部の事案ですが、結果として、免許の交付は有効で、幸い申請者の不利益は生じなかったということではございましたが、複数の不適切な事務があったことに加え、申請書類を無断で持ち帰ったということについては重く受け止めております。再発防止策としまして、申請書類の受付や保管ルールの徹底などを行うことといたしております。

これらの評価結果をもとに、右側ですが、評価報告書を策定しております。評価結果としましては、(1)財務、(2)個人情報保護に関する事務は、重大な不備が発生しておりますことから、内部統制が有効に運用されていないと評価し、他方、(3)コンプライアンスに関する事務は、不備がございませんでしたので、内部統制は有効に運用されていると評価しております。報告書には、不備の是正の項目として、御説明いたしました3事案6件の重大な不備の内容と再発防止も記載しております。

この評価報告書は、7月に監査委員へ提出いたしまして審査を行っていただいております。上の吹き出しにありますように、評価手続や重大な不備の判断が適切に行われているか審査が行われました結果、審査意見書には、下の囲みのとおり、評価手続及び評価結果に係る報告書の記載は相当であるとの意見が付されております。その上で、この監査委員の意見を付した評価報告書を今議会に提出させていただいております。

資料の一番下でございます。今回の評価結果を踏まえまして、このような不備の再発を防ぎ、内部統制を有効に機能させるため、不備等の情報の共有や法令等にのっとりた会計事務、個人情報取扱事務等を行うよう注意喚起を図り、適正な事務の執行に努めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 この財務に関する部分の不備というのは、監査でも指摘されたことというのが、ここに結構該当してくる部分はあるのではないかと思うんですけども、その割には重大な不備というのは少ない。不備は結構ありますけれども。監査の指摘との関係でいうと、この重大な不備、あるいは不備、ここの区分はどんなふうに関連性が出てくるんでしょうか。

◎岡本行政管理課長 監査の指摘に関しましては、内部統制上では不備に当たるというふうに言われております。ですので、重大な不備に該当する監査の区分というのはなくて、重大な不備に当たるかどうかというのは、内部統制上で判断して上げさせていただいております。

◎坂本委員 そしたら、まずはその監査で指摘された事項は不備というところに分類されて、その中で、内部で自己評価する中でこれは重大に当たるのではないかというようなことを出してくると。それを行政管理課としては、県全体の評価という中で評価しながら、ここでは自己評価で不備のままだけれども、実際は重大な不備に当たるのではないかというような場合には、それを原課に差し戻して、評価のし直しをしてみないかというような形を取るんでしょうか。

◎岡本行政管理課長 所属のほうから、不備、あるいは重大な不備ということで報告提出があった段階で、まずは、それが妥当であるかというのを、例えば財務事務でありましたら専門の会計管理課でありましたり、あるいはいわゆる補助金の執行とかいうことでありましたら財政課なり、そういう専門のところでもう見てもらいます。その中で、まず1回、提出があった所属と調整が図られます。所属でももちろん確認調整をしますけれども、その上で、最終的に行政管理課に提出がありまして、行政管理課で最終的には重大な不備に当たるかというのを判断するという流れが主なものでございます。

◎坂本委員 分かりました。

◎下村委員長 質疑を終わります。

次に、今後の財政収支の見通しについて及び令和2年度決算に基づく健全化判断比率等の状況について、財政課の説明を求めます。

◎三橋財政課長 今後の財政収支の見通しと、令和2年度決算に基づく健全化判断比率等の状況について御報告を申し上げます。お手元の青色インデックス、総務部の報告事項の中の、赤色インデックス、財政課の1ページをお開きください。

今後の財政収支の見通しについてでございますけれども、財政運営におきましては、中期的な展望のもと、財政規律を有しつつ、県勢浮揚と県財政の持続可能性の両立を図ることが重要であるとの観点から、毎年、中期的な財政収支の見通しを作成し、9月議会で御報告をさせていただいております。本年度も、本県の決算状況や国の経済財政に

関する試算なども踏まえまして、令和9年度までの財政収支の見通しを策定いたしましたので、その概要を御説明させていただきます。

下の段の中長期推計のポイントの1を御覧ください。まず、財政調整的基金の残高につきましては、上段の左側のグラフでございますように、今後の大規模事業などに必要な経費を見込んでもお、財政調整的基金の残高の確保が図られ、安定的な財政運営に一定の見通しを立てることができたものと考えております。

ポイントの2つ目といたしましては、実質的な交付税である臨時財政対策債を除く県債残高につきましては、上段右側のグラフでございますように、国の3か年緊急対策ですとか5か年加速化対策の活用などによりまして一時的に増加をしておりますが、地方交付税措置率の高い国の加速化対策分などを除きますと、南海トラフ地震対策を含む必要な投資事業を実施しても、中期的には近年の水準を維持できる見込みでございます。

ポイントの3つ目でございますが、本県は歳入に占める地方交付税などの割合が高いことから、財政運営が国の動向に大きく左右されます。したがって、今後も国の動向をしっかりと注視し、引き続き、国に対して積極的な提案を行いつつ、施策の有効性や効率性を高めるため、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドやデジタル化の推進を徹底するなど、気を緩めることなく安定的な財政運用に努めていく必要があると考えております。

2ページ目以降は参考資料でございますので、前提条件など今回の試算の概要の資料ですとか、今回の試算で見込みました大規模事業の一覧をおつけしておりますけれども、説明は省略をさせていただきます。

以上で、今後の財政収支の見通しの説明を終わらせていただきます。

続きまして、7ページを御覧ください。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、健全化判断比率と資金不足比率の状況について御報告をさせていただきます。

令和2年度決算に基づき各指標を算定した結果、上の表でございますとおり、いずれの指標についても早期健全化基準を下回るなどの結果となっております。

①の実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございますが、一般会計等が52億円余りの黒字であったことから、該当なしとなっております。

②の連結実質赤字比率は、一般会計等に公営企業会計を加えた全ての会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございますけれども、一般会計等の黒字に加えて、公営企業会計が107億円余りの資金剰余があったことから、こちらも該当なしとなっております。

③の実質公債費比率でございますけれども、一般会計等が負担する地方債の元利償還

金及び準元利償還金の標準財政規模に占める割合を示す指標でございます。令和2年度は10.6%となっており、前年度と同率となっております。

次に8ページをお開きください。

④の将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める割合でございます。令和2年度は187.9%と前年度から2.0ポイント減少しておりますが、これは標準財政規模の増加によるものでございます。

次に、その下の資金不足比率につきましては、資金不足を生じた公営企業はなかったことから、該当なしとなっております。

以上で、財政課の報告を終わります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎上田（貢）委員 安定的な財政運営に一定の見通しを立てることができているということなんですけれども、地域活性化に貢献した企業の税負担を軽くする企業版ふるさと納税があります。あの制度を使って、今、企業から寄附を集めようとする自治体がすごく増えて、これは本会議でも質問したんですけれども、この1年で2.8倍ぐらいに急増しているんです。実は、私が質問したお遍路の道の整備に関して県に要望に行ったら、県にはね返されて、クラウドファンディングでやってくれと言われて。それで、一応お金は集まったので、そこは整備したんですよ。それが一つの成功例となって、今、土佐清水市の道路の整備もクラウドファンディングでやっているんです。だから、県もそういう企業版ふるさと納税とか、クラウドファンディングとか、そういったものも積極的に活用するような方向なんではないでしょうか。

◎三橋財政課長 委員御指摘のとおり、自主財源が乏しい本県の中におきまして、しっかりと施策をやっていくための財源確保が重要でございます。クラウドファンディングですとか、企業版ふるさと納税というのが一つの重要なツールになってくると思いますので、これは県としても、しっかりとやっていきたいと考えております。

◎上田（貢）委員 黒潮町が今月、総務省から認定を受けるようになっております。県内で、そういう企業版ふるさと納税で認定を受けようとしている自治体はどれぐらいあるんですか。

◎三橋財政課長 直接の所管が政策企画課になっておりまして、財政課のほうで把握しておりません。申し訳ございません。

◎上田（貢）委員 結構です。ありがとうございました。

◎下村委員長 質疑を終わります。

次に、令和2年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率等の状況について、市町村振興課の説明を求めます。

◎平本市町村振興課長 令和2年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率及び資金

不足比率の速報値につきまして御報告申し上げます。総務委員会資料報告事項の赤いインデックス、市町村振興課の資料の1ページをお願いいたします。

まず、概要でございますが、健全化判断比率の4つの指標につきまして、早期健全化基準以上となっている団体は、昨年度と同様該当がございません。また、県内市町村が経営する公営企業の会計で、経営健全化基準以上の資金不足比率となっている会計は、四万十市の農業集落排水事業に係る下水道事業会計の1会計のみとなっております。

個別の指標について御説明させていただきます。

2の実質赤字比率につきましては、赤字の団体はございません。また、3の連結実質赤字比率につきましても、赤字の団体はございません。

次に、4の実質公債費比率ですが、県内市町村の平均は10.1%で、昨年度より0.3ポイントの改善となっております。この要因といたしましては、繰上償還の実施等により元利償還金が減少したこと、普通交付税の増加等により標準財政規模が増加したことによるもので、平成21年度に財政健全化法が施行されて以降、一貫して改善傾向となっているところでございます。ただし、個別の団体でいいますと、比率が上昇している市町村もございます。

なお、実質公債費比率が18%以上である団体は、地方債の発行に当たって知事の許可が必要となっておりますが、昨年度に引き続き、土佐清水市が許可団体となっております。要因といたしましては、過去に実施した大規模建設事業に伴う起債の元利償還金が高止まりしているためとなっております。今後も当面18%を超える状況が続くと見込まれておりますので、財政健全化に向けて具体的な助言を行い、できる限り早く許可団体の状態から脱却できるよう支援してまいりたいと考えております。

続きまして、5の将来負担比率でございます。県内市町村の将来負担比率の平均は48.3%で、昨年度より6.3ポイント改善しております。これは、標準財政規模が増加したこと、また、充当可能基金額が増加したことが主な要因となっております。

次に、6の資金不足比率でございますが、県内市町村の会計のうち、経営健全化基準となる20%を超えて資金不足が生じているのは、先ほど申し上げましたが四万十市の農業集落排水事業に係る下水道事業会計の1つの会計となっております。この会計は、令和2年度から公営企業会計への移行に伴いまして、令和元年度決算が打切り決算となったところでございます。そのため、令和元年度に行った一般会計からの繰入金精算を、一般会計の令和2年度の出納整理期間中に行ったものでございますが、その影響によりまして、令和2年度下水道事業会計で一時的に資金不足が生じた状態となってしまったものでございます。令和3年度決算では解消される見込みのため、経営健全化計画の策定は行わない予定でございます。

次に、2ページをお願いいたします。市町村ごとの数値の一覧を掲載しております。

先ほど説明いたしましたとおり、全体では改善しているものの個別に見ていくと数値が僅かに上昇している団体も見られるところでございます。これはいずれも過去に行った事業に係る地方債の償還が始まったことや、大規模な普通建設事業を実施したことに伴いまして、地方債現在高の上昇があったというようなものでございまして、そうした団体では、今後、公債費の増加が見込まれるところでございます。

県といたしましては、各市町村が様々な地域課題に的確に対応しつつも、健全な財政運営を行っていくことができるよう、引き続き、市町村に対して助言等を行ってまいりたいと考えております。

以上で、令和2年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率の状況についての説明を終わります。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

続いて、水道広域化推進プランについて、市町村振興課の説明を求めます。

◎平本市町村振興課長 続きまして、高知県水道広域化推進プランの案について御説明させていただきます。資料の3ページをお願いいたします。

初めに、プラン策定に至った背景と目的でございます。本県の水道事業を取り巻く環境は、人口減少による水道料金収入の減少や、各市町村における水道事業の担い手の減少に加えまして、高度経済成長期に建設した水道施設の更新、耐震化、災害対策などに取り組んでいかなければならず、今後、各市町村における水道事業の経営環境はますます厳しさを増していくことが想定されております。

こうした中、水道事業の経営基盤の強化を図る有効な手段の一つとして、水道事業の広域化が推進されておきまして、国からは、各都道府県に対して、令和4年度末までに広域化推進プランを県主体で策定することが要請されているところでございます。

こうした流れを受けまして、本県におきましても、広域化の推進方針及び当面の具体的な取組内容を定めた高知県水道広域化推進プランを策定することとしたものでございます。本県では、令和2年3月に本県の水道事業が目指すべき方向を定めた高知県水道ビジョンを策定しておりますが、今回策定するこの広域化推進プランは、この水道ビジョンで示された広域化の推進方針を具体化するものという位置づけとなっております。

プランは大きく分けまして、現状と将来見通し、広域化のシミュレーションと効果、今後の広域化に係る推進方針等という3部構成となっておりますので、順に御説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。まず、現状と将来見通しのうち、左側、①各市町村の水道事業の経営体制についてでございます。

各市町村で水道事業に携わっている職員は、左上の円グラフにございますとおり、40代以上の職員が約7割を占めておりまして、技術の継承が課題となっております。また、町村部では、一、二名程度の少数体制で運営している団体も多く見受けられるところでございます。

そうした中、外部委託の状況を見ますと、施設の設計や水質検査等で委託が進んでいる一方で、営業や総務系の業務は直営としている団体が多くございます。また、委託が進んでいる分野でも、各団体で単独委託している例が多く、複数の市町村による共同委託は進んでいない状況でございます。

こうした点を踏まえまして、今後の方向性としては、市町村による地域間での連携や事務の広域的処理といった対応が必要であると思われれます。また、外部委託には、職員の技術力低下といった側面もあるため、その在り方に関する検討も必要と考えているところでございます。

次に、右側の②水道施設の状況についてでございます。本県は、降水量も多くきれいな水源に恵まれておりまして、水源から取水後に塩素消毒のみで配水しているところも多く、浄水場などの大規模な施設が全国的に見ても少ない状況でございます。また、本県の地理的条件から、山間部に小規模な施設が点在している例や、集落間が山や谷などによって隔てられている例も数多く存在しているところでございます。

こうした環境下で広域化を進めることは、管路の新設等に伴う多額のコストが必要となることが想定されるため、広域的な施設の統廃合による給水コストの削減というものは直ちには困難ではないかと考えております。したがって、当面の対応といたしましては、各市町村内において給水量に応じた施設のダウンサイジング等の検討を行っていくことが現実的ではないかと考えているところでございます。

次のページをお願いいたします。③今後の経営見通しについてでございます。今後の約50年間で、人口減に伴う水需要の減少により、給水収益が大幅に減少することが見込まれております。一方で、高度経済成長期などに設置いたしました管路等の施設の耐用年数の経過によって、更新投資の所要額が増大していく見込みでございます。こうしたことから、水道事業の経営環境は大きく悪化することが見込まれておりまして、現在は全国平均よりも安くなっている給水原価も、将来的には大きく上昇していく見通しとなっております。

その結果、左下の表にございますとおり、水道事業の収支は大幅に悪化いたしまして、平成30年度実績をベースとした推計でございますが、令和51年度までの資金不足は、累積で1,900億円弱に達する見通しとなりました。このまま何も対策を講じなかった場合には、一般会計からの繰入れの大幅な増大や、料金の引上げといった対応も考えなければならぬ状況となってまいります。

次のページをお願いいたします。広域化のシミュレーションと効果でございます。国からは広域化の類型として大きく、経営統合、施設の共同設置・共同利用、事務の広域的処理と、大別して3つのパターンが示されているところでございますが、地理的、時間的な制約などを考慮した結果、本県における当面の方策といたしましては、システムの共同化をはじめとする事務の広域的処理について検討を進めていくことといたしました。

シミュレーションの結果として、右側でございますが、②見込まれる効果を御覧いただければと思います。事務の広域的処理による直接的な費用削減効果は、右下の表にございますとおり、財務会計及び料金管理システムの共同発注による1.1億円の削減効果など、合計すると年間で2.4億円程度の効果が見込まれることとなりました。しかしながら、先ほど申し上げた今後50年間で見込まれる収支不足、約1,900億円弱との間には大きな差が生じているところでございます。このように広域化による効果には一定の限界もございますが、今後の水道事業の経営環境を考慮すれば、その推進は急務であると考えているところでございます。

次のページをお願いいたします。こうした状況を踏まえまして、今後の広域化に係る推進方針等について御説明いたします。

まず、推進方針として、3つの柱を掲げております。1つ目は、水道事業に係るシステムの共同化の推進でございます。2つ目は、人員面をカバーする仕組みとしての受皿組織の構築と活用の検討でございます。3つ目は、その他の取組といたしまして、資材等の共同発注や共同委託の推進、施設統合に関するさらなる検討を行ってまいります。

これらの取組について、各市町村と具体的な検討を進めて、令和4年度末までに一定の成果を取りまとめた上で、その内容を反映した本プランの改定をしていきたいと考えております。

なお、本県の水道事業が抱える様々な課題を、広域化だけで全て解決できるわけではございませんので、広域化の取組と並行いたしまして、水道ビジョンに掲げる取組の方策にも併せて取り組んでいくこととし、経営基盤を強化して、健全かつ安定的な水道経営を目指してまいります。

これらの方針に基づく当面の具体的な取組内容を下段に記載しております。

システムの共同化については、県全体での広域化を視野に、まずは各団体における各種システムのベンダーや仕様、更新時期などの基礎となる情報の調査、把握を行いまして、これを基とした対象システムの選定や課題の洗い出し等を行ってまいります。

次に、受皿組織の構築と活用につきましては、健康政策部が主体となって検討を進めていただいておりますが、担うべき役割や業務内容等について市町村と検討してまいります。

その他の取組につきましては、保健所単位を基本に、柔軟に広域化のエリアを設定した上で、共同発注、共同委託の対象となる資材等や業務の選定、課題の洗い出し、仕様やルール等の共通化を検討するとともに、施設統合については、市町村との協議の中で適地を絞り込み、可能性を模索しながら、必要に応じて新たな効果試算も行うことも念頭に入れて継続して検討してまいります。

次のページをお願いいたします。最後に、これまで説明いたしました取組のスケジュールをお示ししております。

まず、このプラン作成に当たりましては、これまで各市町村と意見交換をして作成してきているところでございます。意見交換の中では、このプランについて概ね好意的な意見が多かったところでございますが、システムの共同化に当たっては柔軟な対応を求める意見や、施設統合についてはなかなか現実的ではないという意見もいただきました。こうした意見などもいただきまして、広域化に係る方向性を今回のプランで取りまとめたところでございます。

今後、各市町村との具体的な協議を進めてまいりまして、国の要請期限である令和4年度末に、検討結果を踏まえたプランの改定を行う予定としております。

以上で、高知県水道広域化推進プランについての説明を終わります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 令和4年度末までという、期間的にもあと1年ちょっとしかないわけですが、そういう中で、広域的な組織というのは、高知県内の34市町村と考えたときには、大体どういったくくりを今想定されているんですか。

◎平本市町村振興課長 広域支援組織につきましては、健康政策部のほうで主体的に検討していただいておりますが、具体的にどういった内容についてその広域組織でやっていくのかといった課題を今勉強会などで検討しているところでございます。勉強会は既に何回か開催していると伺っておりますので、勉強会を通じて課題を洗い出ししながら、令和4年度に検討会を設置して、また検討していくと伺っております。

◎黒岩委員 今、水道事業として関わっている県民の皆さんの比率というところと5割ぐらいですか、6割ぐらいですか。

◎平本市町村振興課長 一部小規模な飲料水供給施設等がございますが、おおむね上水道の事業や簡易水道の事業というところがございますが、給水人口でいきますと、平成30年度の資料でございますが、行政区域内人口71万人に対しまして、現在の給水人口は66万7,000人と、93.7%となっております。

◎黒岩委員 ある程度、今後の協議の中で広域化の方向にシフトを絞って、経営が成り立つような形のプランを今後考えていくことになると思うんですけど、実質、その厳しい現状の中で、例えば幾つかの市町村が一緒にならなきゃいけないという方向性がある

る程度絞り込みができてきているんですか。

◎平本市町村振興課長 まだ具体的な絞り込みをしているところではございません。まず、こういった方向性で検討していくことについて、市町村と意見交換を行いまして、そういったものについては、おおむね各市町村御理解いただいております。方向性を決めた後に、この方向性に沿って具体的な、システムであればそれぞれの市町村がどのシステムを使ってどういった仕様でということなど、まずその辺の調査をした上で、絞り込みや課題などを洗い出ししながら、いろいろお話を伺いながら、検討を進めていきたいと考えております。

◎坂本委員 広域化推進プラン概要版という形であるんですけど、このプランというのは、今回の公表は全体の合意を得て策定済みのものという形での公表ですか。

◎平本市町村振興課長 まず、このプランの概要につきましては、7月、8月に各市町村と意見交換をして、その意見交換をした上で、さらにまた意見照会をしてつくっております。その後、今お手元にお配りしていますこの推進プランの本体についても、今各市町村に改めまして意見照会をしているところでございまして、そういった意見をいただいて、この後策定していきたいと考えております。

◎坂本委員 これは今の案という段階で、市町村の最終的なお声を今聞いているということですか。

◎平本市町村振興課長 おっしゃるとおりでございます。

◎坂本委員 聞いた上で、この案が取れるのはいつの段階ですか。

◎平本市町村振興課長 今市町村に意見照会をしているところでございまして、それが今週末ぐらいに意見をいただく予定となっておりますので、いただいた意見がどういった内容かを踏まえまして、検討しながら、今月中ぐらいをめどに策定していきたいと考えております。

◎坂本委員 今月中にはもう案が取れるということで、その案が取れたプランに基づいて、検討委員会を設置したりしながら議論をしていって、再度令和4年度末に改定するということなわけですね。

◎平本市町村振興課長 おっしゃるとおりでございます。

◎坂本委員 割と大きな課題だと思うんです。市町村間の格差、施設面、あるいは体制面、そういったところでの格差もあろうかと思えます。そういうものを広域的に進めていくというときに、どういう課題が出てくるのかということでは、ここにも書いてありますけれども、メリット・デメリットではいろんな市町村の意見というのはあろうかと思えますので、そこを十分に各市町村間の意見が反映され、合意が図られるような丁寧な議論のもとに進めていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

◎平本市町村振興課長 委員おっしゃるとおりでございます、水道事業は主体が市町

村が事業者になっておりますので、我々としても、現場が動きやすいような形でやっていかなければいけないと思っております。市町村の話というのはよくよく聞きながら、我々としてもよくよく説明をしながら、みんなが合意ができるような形で進めていきたいと考えております。

◎田中委員 このプランを作成していったって、プランを改定して、令和5年度からなんですけれど、最終的にこの水道事業に県としてゴールはどこまで関与するんですか。

◎平本市町村振興課長 まず、今のタイミングでプランの大きい方向性というのを作りまして、それで具体的な取組の検討を進めてまいりたいと考えております。その具体的な取組、検討を踏まえたプランの改定をした上で、実際にワークしていくのは令和5年度以降になってこようかと思えます。システムなどにつきましては、5年度すぐに立ち上げられるかという課題もございますし、いろいろと4年度末までに決まらない課題等もあろうかと思えますので、終わりがいつかという、なかなか終わりというのはございませんが、引き続き、将来にわたって検討していきたいと考えております。

◎中根委員 本当に大変な課題だと思います。飲み水の問題、各市町村の状況の違い、これまでも広域化についてどう考えるかという、危機管理文化厚生委員会の議論の中でも、本当に広域化によって水道の水系が守ることができるんだろうかと。それで、事業そのものが成り立つようなことも考えなければいけないけれども、それを受ける公的な部分か民間の部分かということもいろいろ議論になってくると。だからそういう意味では、相当丁寧に公的な部分が責任を持つような水道の体系をつくる必要があるんじゃないか、そんな意見を私も言ったことがありますし、そういう議論もありました。広域化の考え方は、各市町村とも今どんなふうな一致点になっているのか、その辺り分かりましたら教えてください。

◎平本市町村振興課長 各市町村、意見交換の中で抱えている課題というのはいろいろと伺いました。やはり人口減というのは、どこの市町村も課題として抱えておりますので、人口減に伴って給水人口が減っていくとか、施設の老朽化対策とかというのはやっていかなきゃいけないという課題は共通してございます。

それがそれぞれの市町村で解決できる問題とできない問題といろいろあろうかと思いますが、広域化というものについては、おおむね理解をさせていただいてると思っております。

◎中根委員 私ももっときちんと見なくちゃと思っているんですが、広域化のこういうパターンというのは、議論の中でどんなふうになっているのか。

◎平本市町村振興課長 広域化、いろんな取組がございしますが、例えばシステムの共同化に関して言えば、我々の中では全県的なシステムというのを考えております。近接、隣り合っているシステムでございしますので、近隣のエリアでなくても共同発注や共同の

使用というのは可能だと思っておりますので、そういった意味でシステムの共通化というのは、全県的なものも視野に入れて考えていきたいと考えております。

一方で、資材の共同発注などにつきましては、何かあったときの、管路が故障したり漏水したりしたときに、代替の管をすぐに持っていけるといったことも必要だと思しますので、一定近いエリアで考えておりました、イメージとしては保健所単位を念頭に柔軟に考えていきたいと思っております。

◎中根委員　そういうふうになると、本当に消防の全県何とかとか、いろんな課題がこれまでもありましたけれども、広く大きくすることで、本当に災害対応だとか現場を知っている人かだとか、そういう点ではリスクも結構あると思うんですね。そういうリスク面での議論が市町村とも十分にしているとは思いますが。そのリスク、広げることによって現場がよく分からなくなるということへのリスクは、特に飲み水の問題というのはやっぱり命に関わることなので、そういう点での議論を十分尽くしてもらいたい。だから、急がなければならないかもしれないけれども、現場を知っている人がいなくなることの恐怖というのは、今も中山間でいっぱいあるんですね。だから、そういう意味で、相当議論を尽くしてもらいたいと要請したいと思っております。

◎下村委員長　質疑を終わります。

以上で、総務部を終わります。

#### 《会計管理局》

◎下村委員長　次に、会計管理局について行います。

初めに、議案について局長の総括説明を求めます。

なお、局長に対する質疑は、課長に対する質疑と併せて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎井上会計管理者兼会計管理局長　会計管理局所管の議案につきまして御説明いたします。総務事務センターで議案が2件ございます。議案は、第8号議案及び第9号議案の県有財産（教学機器）の取得に関する議案でございます。

物品購入の予定価格が7,000万円以上のものについて、高知県財産条例第2条第1項の規定により、県議会の議決をお願いするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明をさせていただきます。

◎下村委員長　続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈総務事務センター〉

◎下村委員長　総務事務センターの説明を求めます。

なお、高等学校課の濱川課長も同席をしております。

◎岡村総務事務センター課長　県有財産の取得に関する議案について、2件御説明させていただきます。いずれも県立学校で使用するものでございます。それでは、資料③議

案（条例その他）の11ページをお願いいたします。

まず1件目は、第8号議案の県有財産（教学機器）の取得に関する議案です。取得する教学機器は、製茶指導設備一式でございます。詳細は後ほど御説明させていただきます。

次に、2件目でございます。次の12ページをお願いいたします。

第9号議案で取得いたします県有財産（教学機器）は、視界再現機能付レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレーター式でございます。

内容につきまして、それぞれ議案説明書で御説明させていただきます。資料④議案説明書（条例その他）の3ページをお開きください。

上段の部分が、第8号議案の製茶指導設備一式に関する議案説明でございまして、高知県立高知農業高等学校に設置いたします教学機器を7,429万5,163円で、高岡郡佐川町加茂1699番地3 四国カワサキ販売有限会社から買い入れようとするものでございます。

続きまして、その下、中段の議案説明は、第9号議案の視界再現機能付レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレーター式に関するものです。高知県立高知海洋高等学校に設置いたします教学機器を4,180万円で、高知市新田町13番6号フルノ関西販売株式会社高知営業所から買い入れようとするものでございます。

なお、いずれも一般競争入札を実施しております。

以上の2件につきまして、地方自治法第96条第1項第8号及び高知県財産条例第2条第1項の規定により、県議会の議決をお願いするものでございます。

議案についての説明は以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 一般競争入札ということで、応札された企業はどれだけか、それぞれ教えてください。

◎岡村総務事務センター課長 まず、第8号議案の製茶指導設備ですが、こちらは1者の応札でございました。続きまして、第9号議案は、2者の応札がございました。

◎坂本委員 やっぱりそういう製茶とかいうものになると、特殊な機器ということで取扱いが少ないということなんでしょうか。

◎岡村総務事務センター課長 今回の入札、特に製茶指導設備というものは特殊な機器でございまして、取扱店も限られておりまして、1者のみの応札になっておりますが、中四国での取扱いは、この四国カワサキ有限会社のみでございました。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、会計管理局を終わります。

ここで昼食のため、休憩といたします。再開は午後1時とします。

(昼食のため休憩 11時34分 ～ 12時57分)

◎下村委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

《教育委員会》

◎下村委員長 次に、教育委員会について行います。

それでは、議案について教育長の総括説明を求めます。

なお、教育長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎伊藤教育長 まず、議案の説明に先立ちまして、教職員の不祥事について御報告をさせていただきます。公立小学校教諭が県外在住の18歳未満の女性に対し、不適切な動画撮影行為を複数回行い、その動画を所持していたことで、いわゆる児童ポルノ禁止法違反の容疑によりまして、書類送検後、起訴猶予処分となりました。本事案にかかり、同教諭に対して、7月20日付で停職3月の懲戒処分を行いました。連続する職員の不祥事の発生を断ち切ることができず、県民の皆様の信頼を大きく裏切ることになりましたことを深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

県教育委員会としましては、改めて、法令遵守と綱紀粛正の徹底を図り、不祥事により一層の防止及び根絶に向けまして、学校の組織力向上に取り組んでまいります。また、子供の尊厳を率先して守り、その成長を支援していく立場にある教職員一人一人が勤務時間内外を問わず、高い倫理観、規範意識を確立することで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

それでは、議案について説明をさせていただきます。9月定例会に提出しております教育委員会の関係の議案は、第1号令和3年度高知県一般会計補正予算の1件でございます。資料②議案説明書（補正予算）の101ページをお開きください。

教育委員会所管の補正予算につきましては、総額1,248万8,000円の増額をお願いするものでございます。

主な内容といたしましては、県立学校に導入されます1人1台タブレット端末の活用に当たりまして、必要となりますクラウドフィルタリングソフトウェアのライセンス使用料のほか、旧陸軍歩兵第44連隊跡地に遺存します旧講堂及び旧弾薬庫の保存修理のための基本設計に係る経費、令和4年度に開催いたします全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイの飛び込み競技に必要となります飛び込み板の購入などに必要な予算を計上しております。

続きまして、資料①の高知県議会定例会議案（補正予算）の6ページをお開きください。こちらは、繰越明許費の補正でございます。

13教育費の3学校費の施設整備としまして、清水高等学校の高台移転工事に関連する予算の繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、8ページをお開きください。債務負担行為の追加となっております。

今回の補正予算に関連しまして、上から5段目、情報セキュリティソフトの使用料（県立高等学校）から、その2つ下の旧陸軍歩兵第44連隊跡地施設改修事業費までの計3件の債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

続きまして、9ページを御覧ください。債務負担行為の変更でございます。

高知城防災施設整備事業費は、高知城の防災設備の見直しや老朽化部分の更新など、必要な対策を実施するための予算の債務負担行為の変更をお願いするものでございます。補正予算の内容につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

次に報告事項につきましては、冒頭に御説明いたしました教職員の不祥事についてのほかに、県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の状況について、先日発表がありました令和3年度の全国学力・学習状況調査の結果について、第2期オーテピア高知図書館サービス計画（案）についての3件がございます。それぞれの報告事項の内容につきましては、後ほど担当課長等から御説明をさせていただきます。

最後に、教育委員会が所管いたします主な審議会等の開催状況を説明させていただきます。審議会等と赤いインデックスがつきました資料を御覧ください。ここに3件掲載をしております。

高知県公立学校施設整備期成会、高知県立図書館協議会を8月に、高知県いじめ問題対策連絡協議会を7月に、それぞれ開催いたしました。今後も審議の経過や結果につきましては適宜委員の皆様へ御報告をさせていただきます。

私からの総括説明は以上でございます。

◎下村委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈高等学校課〉

◎下村委員長 初めに、高等学校課の説明を求めます。

◎濱川高等学校課長 高等学校課の9月補正予算につきまして御説明をさせていただきます。お手元の資料②高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の102ページをお開きいただければと思います。9月補正予算の歳入についてでございます。

左端の科目欄、上から3つ目の13教育費補助金についてでございますけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金としまして、351万9,000円の増額をお願いするものでございます。具体的な内容につきましては、次の歳出の説明の際に御説明をさせていただきます。

それでは、次の103ページをお開きいただければと思います。9月補正予算の歳出についてでございます。

左端の科目欄、上から3つ目の2情報教育推進費についてでございます。本年度中に県立高等学校に整備をされます1人1台タブレット端末の活用に当たり、有害なサイトをブロックし、安全・安心にインターネットを利用するためのクラウドフィルタリングソフトウェアのライセンスの使用料に要する経費としまして、351万9,000円の増額をお願いするものでございます。

なお、先ほど歳入で御説明をさせていただきました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とするものでございます。

次に、104ページをお開きいただければと思います。債務負担行為の追加の補正でございます。

情報セキュリティソフトの使用料でございますけれども、今回の補正予算をお願いしております、県立高等学校のクラウドフィルタリングソフトウェアのライセンスの使用料に要する経費としまして、5,746万9,000円の債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

高等学校課の説明は以上でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎中根委員 中身としては異議は全くないのですけれども、タブレットの使い方ですね。先日、高知新聞に、小学生の女子がタブレット間でのいじめが原因で自死をされたという報道が載っていました。有害サイトをストップするというのももちろんなんですけれども、書き込みなどいろんなことへの対応というのは、どのようになっているんだろうという思いがします。全てがいけないではなくて、使い方を熟知させるということが大事かとは思いますが、そういった有害サイトをストップするだけではなくて、いろんな形で、もうちょっと子供たちの尊厳が傷つけられないようなタブレットの利用方法というのを考える必要があるんじゃないかと思ったものですから、何かそういう情報に関して対応されているということはないですか。

◎濱川高等学校課長 県立高等学校の今回の1人1台端末を今後整備していくわけですが、基本的にはチャットでありますとかメールという機能はストップをするという形で、そういう書き込みをできるだけなくすということをまず対応としては考えております。

それから、現在1人1台端末の整備に向けまして、そういう誹謗中傷ではないですけども、やはり人権的な方向性からガイドラインなども作成をしているところでございます。

◎中根委員 今回、チャットとかメールはできないようにするわけですね。

◎濱川高等学校課長 現在そういった使用に制限をかけることもできるということで伺っておりますので、それは制限をかけていきたいと考えております。

◎中根委員 授業として、それがどんなふうになり立つんだろうという、そういう難しさも逆に感じますが。

◎伊藤教育長 一律に全部禁止しているわけではなくて、授業でお互いに書き込みする場合には、教員がそのチャットの中にも入る形で許可を出すようにします。個人が勝手にチャットを立ち上げて書き込むというようなことについては止めておって、授業で使う部分については、教員がそのチャットの中に参加をするという中で、チャットを使えるような格好にしております。

◎中根委員 そういうさび分けができるようになっているということですね。分かりました。

◎下村委員長 質疑を終わります。

#### 〈高等学校振興課〉

◎下村委員長 次に、高等学校振興課の説明を求めます。

◎野田高等学校振興課長 施設整備費の繰越予算について御説明させていただきます。お手元の資料②令和3年9月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の105ページをお開きください。繰越明許費明細書追加でございます。

13教育費の3学校費、4高等学校振興費の施設整備費9,984万7,000円の繰越しをお願いするものでございます。内容につきましては、議案参考資料により御説明させていただきます。総務委員会議案説明資料の青色インデックスの教育委員会、赤色のインデックス、高等学校振興課のページを御覧ください。

清水高等学校高台移転の実施設計委託料に係る予算の繰越しについてでございます。現在、平成30年12月に策定いたしました県立高等学校再編振興計画後期実施計画に基づき、南海トラフ地震による津波被害に対応するため、清水高等学校の高台移転を進めております。

資料の右側上の四角囲みにあります基本設計期間を延長した理由でございます。今年3月より基本設計に着手をしております、併せて資料の右下、位置図にあります丸で囲みました本校舎と四角で囲んでおります体育館、多目的教室棟の整備予定地におきまして、地質調査を実施いたしました。調査の結果、四角で囲んでおります体育館、多目的教室棟の整備予定地の一部において、建物を支える十分な強度のある支持層が想定していたよりも深い場所にあることが判明いたしました。

このため、地質調査の追加や基礎工事の工法等の検討に時間を要しましたことから、基本設計期間を当初予定より約2か月間延長いたしました。基本設計期間を当初予定より延長したこと、そして、実施設計期間につきましても、基礎工事の工法等の検討内容を踏まえて実施設計を行う必要がありましたことから、当初予定期間の約7か月から1か月延長し、8か月程度を必要とする見込みでございます。

資料の左側にあります、中ほどの破線の囲みの校舎等工事スケジュール（予定）を御覧ください。

これらの理由によりまして、実施設計につきまして当初令和3年度内で行う予定としておりましたものが、令和4年7月まで要する見込みとなりましたので、実施設計委託に係る予算9,984万7,000円の繰越しをお願いするものでございます。

なお、御説明いたしました基礎工事の工法等の検討状況を踏まえ、現在、スケジュールにつきまして精査を行っているところでございます。

当課からの説明は以上でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 地質調査の結果、十分な強度のある支持層が想定したよりも深い場所にあるということが判明したとのことなのですが、それは切土だったらそんなに深い位置ということはないのではないかなど。ひょっと盛土の部分なのか、そこの辺りを教えてください。

◎野田高等学校振興課長 この地域は土地区画整理事業区域の位置にありまして、基本的には造成土があり、その下はどのようになっているかというのとははっきり分かっておりませんでした。今回調査の結果では、いわゆる岩盤土がある支持層といわれるところと、今回造成をした造成土の間に、自然に堆積をした堆積土というような層が見つかったということがございまして、その層が一部区域にありましたことから、それらに対応する工法の検討を必要としたという状況でございます。

◎坂本委員 そこは、最近心配されるようなことというのはいないですか。

◎野田高等学校振興課長 土佐清水市の建築担当者の技術職員にも確認をしましたところ、その地域自体に盛土をしたとかいうようなところではなくて、自然に堆積したものであろうというふうにお聞きをしております。

◎坂本委員 分かりました。それと、こうやって高台移転を推進して、本当に安全・安心なところでこれから学んでいってもらおうということなのですが、5月に出先機関調査でお伺いしたときも、やっぱり生徒確保というのが大変課題になってくるというお話もあったりしたんです。新しい学校の中で、どれだけ魅力ある学校にしていって、中高連携ということもありますし、そこら辺を建物と器の中身とセットでいいものにしていただきたいと思いますのですが、我々、5月にお話を伺ったときの状況しか把握できていませんが、その後もそういったところの議論はどんなふうに行われているか、かまわないう範囲で教えていただけたらと思います。

◎野田高等学校振興課長 建物が新しく、ハードだけよくなっても、確かにいけません。やはりソフトのほう充実していくということが非常に重要でございます。現在、土佐清水市のほうでは土佐清水市の教育委員会、そして高等学校の管理職、中学校、また小

学校の管理職を加えまして、土佐清水市で育てる人材像というものをまずしっかりしていこうじゃないかと。それをつくった上で、小中高が一つの人材づくりに向かって取り組める、そういった教育カリキュラム、内容を現在検討しておりまして、そのカリキュラムができましたら小中高教職員が一丸となって取り組める、そういうふうに進めております。

◎下村委員長 質疑を終わります。

#### 〈特別支援教育課〉

◎下村委員長 次に、特別支援教育課の説明を求めます。

◎高橋特別支援教育課長 特別支援教育課の9月補正予算について御説明をさせていただきます。

先ほど高等学校課から、1人1台タブレット端末の活用にあたりまして、情報セキュリティソフトウェア使用料について説明をさせていただきましたが、県立特別支援学校高等部におきましても、同様の対応を取らせていただくための経費でございます。資料②令和3年9月高知県議会定例会議案説明書(補正予算)の106ページをお開きください。

9月補正予算の歳入についてでございます。科目欄の上から3つ目の13教育費補助金についてでございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金としまして11万4,000円の増額をお願いするものでございます。具体的な内容につきましては、次の歳出の説明の際に御説明をいたします。

次の107ページを御覧ください。9月補正予算の歳出についてでございます。

科目欄の上から3つ目の3特別支援教育費についてでございます。本年度中に県立特別支援学校高等部に整備されます1人1台タブレット端末の活用にあたりまして、有害なサイトをブロックし、安全・安心にインターネットを利用するためのクラウドフィルタリングソフトウェアのライセンスの使用料に要する経費としまして、11万4,000円の増額をお願いするものでございます。これは、先ほどの歳入で御説明しました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とするものでございます。

次の108ページをお開きください。債務負担行為の追加の補正でございます。

情報セキュリティソフトの使用料でございますが、今回の補正予算でお願いしております、県立特別支援学校高等部に整備される1人1台タブレット端末のクラウドフィルタリングソフトウェアのライセンスの使用料に要する経費としまして、185万8,000円の債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

特別支援教育課からの説明は以上でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 このクラウドフィルタリングソフトウェアのライセンス使用契約というのは、さっきの高等学校課と内容は一緒だけれどもこれだけ金額が違うというのは、やは

り端末機の台数によるものかと思われるんですけども。比較してみると、高等学校課と特別支援教育課では台数的にどんなふうになっているんですか。

◎濱川高等学校課長 高等学校課でございます。高等学校課の台数でございますけれども、今回お申し込み台数につきましては、1万1,728台の全生徒分というふうになっております。

◎高橋特別支援教育課長 県立特別支援学校の高等部に整備されるタブレット端末につきましては、379台ということになっておりますので、かなりの差があるというところでございます。

◎下村委員長 質疑を終わります。

### 〈文化財課〉

◎下村委員長 次に、文化財課の説明を求めます。

◎中内文化財課長 文化財課の令和3年度9月補正予算について御説明申し上げます。お手元の資料②の議案説明書（補正予算）109ページを御覧ください。

右側説明欄の文化財管理調査事業費の改修工事設計委託料302万2,000円は、高知市曙町の旧陸軍歩兵第44連隊跡地に残る弾薬庫及び講堂の改修工事のための基本設計に要する費用を補正予算でお願いするものでございます。

次に、議案説明資料、赤いインデックス、文化財課のページを御覧ください。旧陸軍歩兵第44連隊跡地の保存活用についてポンチ絵にまとめております。

左上、概要と方向性の欄に記載しておりますとおり、旧陸軍歩兵第44連隊は1896年に松山市において設立され、翌年7月に高知市朝倉に転営しました。その後、太平洋戦争の終結までの間に、多くの本県の若者がこの地から出征していった場所でございます。この連隊が建築した弾薬庫及び講堂の位置につきましては、資料右上の地図及び拡大図のとおりでございます。なお、この土地につきましては、令和3年度当初予算で土地取得費の予算を御承認いただき、6月に国から3億2,540万円で購入しております。

弾薬庫及び講堂は旧日本陸軍が明治30年ごろ建築したと推定される建物であり、構造や基礎にトラス組やレンガなど、西洋伝来の建築技術を使用するとともに、窓の意匠などにも洋風の要素を取り込む一方、屋根を切り妻や寄せ棟とし、日本瓦をふくなど和洋折衷の建造物となっております。建築から約100年を経まして、雨漏りやシロアリの被害による老朽化が進むとともに、旧国立印刷局が倉庫として使用するために、内外ともに改修を行ってきたことによりまして、建築当初の姿から改変されている状況でございます。

そのため、基本設計におきましては、まず現状調査を行い、破損や改変の痕跡を確認し、その後耐震診断などの調査を進めた上で、設計作業を行うこととしております。設計には9か月の期間を見込んでおりますことから、完了時期は来年7月頃を予定してお

ります。

基本設計に必要な予算は、左下、9月補正の概要の欄に記載のとおり、1,007万6,000円となっており、そのうち本年度分、302万2,000円を補正予算で計上し、令和4年度分、705万4,000円につきましては、後ほど御説明いたします債務負担行為をお願いするものでございます。

改修工事のスケジュールにつきましては、資料右下にお示しております。弾薬庫及び講堂の保存につきましては、基本設計に続いて実施設計を実施し、修理の内容を決定した後、保存修理に着手し、令和7年度の完成を予定してございます。また、弾薬庫と講堂の建物につきましては、登録有形文化財への登録を図ることとして、現在文化庁と協議を進めております。なお、跡地全体の保存・活用につきましては、文化生活スポーツ部の文化振興課が担当しており、計画策定に必要な経費につきまして、9月補正予算の御承認をお願いするところでございます。

これにつきましては、設計、整備の作業、整備工事を順次行い、最短で令和8年度に開館する計画で現在検討しております。今後の整備と活用につきましては、両課で連携して取り組んでまいることとしております。

次に、債務負担行為の補正について御説明いたします。お手元の資料②の議案説明書（補正予算）110ページを御覧ください。

債務負担行為の追加をお願いいたしますのは、先ほど御説明させていただきました旧陸軍歩兵第44連隊跡地施設改修事業費で、基本設計に係る委託料の令和4年度分、705万4,000円をお願いするものでございます。

続いて、111ページを御覧ください。

債務負担行為の変更をお願いいたしますのは、高知城防災設備改修工事の工事請負費で、変更額は、5,548万2,000円の増額となっております。本事業につきましては、令和3年2月議会におきまして、工事請負費及び施工監理委託料の令和3年度予算及び債務負担行為の御承認をいただいております。議決をいただいた後、工事発注に向け、建築・電気・設備の各工事の工程調整など最終検討を進めてきたところでございます。

その中で、施工箇所が観光客の通路付近にあることや、各工事の工程調整の結果、交通誘導員の増員が安全確保のため必要であるということが分かりました。また、受配電盤等の設備について、既存設備を再利用することとして検討しておりましたが、劣化が著しく、回路の追加に対応できないということが新たに判明したため、更新が必要となっております。そのほか、資材の値上がり等によりまして増額が必要となったものでございます。なお、高知城で11月から来年1月にかけて夜間イベントの開催が決まったこともございまして、調整に期間を要したところでございます。

増額要因となった工程が、令和4年度以降の施工に係るものでございますので、債務

負担行為の増額を今回お願いするところでございます。令和3年度施工分につきましては、既計上予算で対応することとしております。当初予算編成以降に変更理由が判明した分でございますが、検討及び精査が不十分であったと反省しております。今後はこうしたことがないよう、十分に精査に努めたいと考えております。

以上で、文化財課の説明を終わります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎中根委員 旧陸軍歩兵第44連隊の件ですけれども、文化振興課と文化財課とがコラボでいろいろ調整されているということですが、その調整の中で、どのくらいの頻度で調整をしなければならなくなっているのか。それから、その後の運営も含まれてくると地域の皆さんとの協議なんかも含まれてくると思うんですけど、その辺りの見通し、どのあたりから地域の皆さんと議論をすることになっているのか、そういうことがもし分かりましたら教えてください。

◎中内文化財課長 まず、両課の調整につきましては、この予算を編成するに当たりまして、週に1回程度は打合せしてございますし、今後、私どもが整備、改修をいたします2つの建物の活用については、文化振興課で検討することになっておりますので、その修理の内容を含めて逐次協議をすることとなっております。なお、活用にあたっての各関係団体等との協議につきましては、文化振興課で対応することとなっております。

◎中根委員 よろしく申し上げます。

◎下村委員長 質疑を終わります。

#### 〈保健体育課〉

◎下村委員長 次に、保健体育課の説明を求めます。

◎前田保健体育課長 保健体育課の補正予算について御説明させていただきます。資料

②高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の112ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、令和4年度に四国ブロックでの開催が予定されております全国高等学校総合体育大会、通称インターハイにおきまして、令和4年7月26日から8月23日の間に、高知市及び南国市において開催される水泳やソフトボールなどの8競技10種目のうち、春野総合運動公園水泳場で実施される飛び込み競技に必要な飛び込み板3枚を購入、設置するものでございます。

このインターハイで使用する飛び込み板につきましては、国際水泳連盟の認定を受けた製造後5年以内のものを使用することが、日本水泳連盟飛び込み競技規則などで規定されております。現在、春野総合運動公園水泳場に設置されている飛び込み板は、2017年の愛媛国体に合わせて購入したものであり、令和4年のインターハイ開催時点では、製造後5年以内の基準を超えることとなるため、更新の必要があるものでございます。

国際水泳連盟の認定を受けた飛び込み板につきましては、海外からの輸入品で納入ま

で70日程度と確認していたため、令和4年度当初予算計上の予定でしたが、現在新型コロナウイルス感染症の影響により、輸入品の納期が不確実な状況であり、今年度の他県の納入状況でも120日の納期を予定しているとの情報が入ったことなどから、令和3年度中に前倒しして購入、設置する必要が生じたため、補正予算の計上をお願いします。

保健体育課の説明は以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎中根委員 ちなみに、飛び込み板の更新はどこから買うのですか。

◎伊藤教育長 製造は海外ですけれども、日本に代理店がございますので、入札を行いまして複数の販売店の中から、適当なところを選定して購入することになります。

◎中根委員 分かりました。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、教育委員会の議案を終わります。

#### 〈報告事項〉

◎下村委員長 続いて、教育委員会から4件の報告を行いたい旨の申出があつておりますので、これを受けることにいたします。

まず、県立学校等における新型コロナウイルス感染症対応の状況について、教育政策課の説明を求めます。

◎小笠原教育政策課長 県立学校等における新型コロナウイルス感染症対応の状況につきまして、6月県議会以降の状況を御説明させていただきます。表紙に報告事項と書かれた資料の表紙をおめくりいただき、教育政策課と赤いインデックスがついた1ページを御覧ください。

まず、1「非常事態」・「まん延防止等重点措置」に伴う対応についてですけれども、県内では、8月下旬から新型コロナウイルス感染症が急速に拡大をしまして、県の対応ステージが非常事態に引き上げられますとともに、8月27日から9月12日まで高知市にまん延防止等重点措置が適用されました。これらに伴いまして、県立学校におきましては、学びの保障や心身への影響の観点から、一律に休業とはせず、感染防止対策を一層強化してまいりました。

具体的には、高知市、南国市、香南市に所在する県立学校及びこれら3市から通学する生徒が過半数の県立学校並びに県内全ての県立特別支援学校におきまして、部活動につきましては、夏季休業中及び週休日等の活動は原則禁止とし、平日は1時間程度に制限をいたしました。

また、学校行事や対外的な活動については、中止、延期または内容の見直しをしますとともに、一斉補習についても原則禁止といたしました。さらに、まん延防止等重点措

置の期間中は、高知市内及び高知市から通学する生徒が過半数の県立学校におきまして、始業時間を1時間程度遅らせますとともに、部活動を平日も原則禁止とするなどの対応をしたところでございます。

9月16日に非常事態が解除された後も、全ての県立学校で、同居家族も含め発熱等の症状がある場合は登校・出勤をしないこと、昼食時の黙食等の感染防止対策を徹底しております。

次に、2県立学校の感染状況等につきましては、6月議会後から昨日までに教職員2名の感染が確認をされております。また、生徒1名の感染確認を受け、県立高等学校1校で2日間の学級閉鎖をいたしました。先ほど申しましたように、各学校では感染防止対策を徹底してきたこともありまして、県立学校内で感染の拡大はいたしておりません。

最後に、3ワクチン職域接種の状況について御説明をいたします。高知新港旅客ターミナルで7月17日から実施をしております職域接種につきましては、9月5日までに第1クールが完了し、教職員、保育士、放課後児童クラブ職員等、合計3,038名が2回の接種を完了いたしてしております。このほか、9月11日からの第2クールで教職員等193名が1回目の接種が完了してございまして、今週末から2回目の接種が行われる予定となっております。

私からの説明は以上でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 始業時間を1時間程度遅らせたことによる検証結果というか、例えば、JRであれば何時の便が今までよりも随分混雑度が緩和されていたとか、あるいはとさでん交通だとうとうとかいうのは、公共交通機関と情報共有といったことをされているでしょうか。

◎小笠原教育政策課長 まずJRにつきましては、8月27日はなかなかちょっと混雑をしたような状況でございました。その前日に、県のコロナ対策本部会議を開いて、そして1時間程度の始業時間を遅らせるということを決めました。前日のうちに、JR、それから関係交通機関のほうにも連絡をしておりましたけれども、JR側としましては実際どれくらい混むか分からないということもありまして、ちょっと様子見をされたということもあって、8月27日だけはちょっと混雑をしたというのが新聞報道でもあったところです。

そして、そういった状況を受けまして、我々のほうで土佐くろしお鉄道とJRに車両の増結を依頼いたしまして、その後、混雑は随分解消されたということでございます。

実際、JRが毎週、その週の車両の混雑状況をホームページで公表しておるわけですが、該当の1週間、それと数か月前の平時のときと比べますと、混雑ぶりが解消されたというお話を伺っております。そのほか、とさでん交通におきましても、平日、

平常の通勤時間等と比べると、幾分すいておったというお話も伺っているところです。

◎西内（隆）副委員長 参考に教えていただきたいんですけど、ワクチンの職域接種の話です。たしか教職員は、県内で今六千何ぼとかおると思うんですけども、接種の進行状況は把握しているんですか。各市町村などでも個別に受ける人もおると思うんですけど、その接種率は把握しておったりするんですか。

◎小笠原教育政策課長 先ほど副委員長からもお話がありましたように、市町村の会場で受けられる教職員も相当いらっしゃいますので、正確な接種率というのはやはり把握はなかなか難しいというところがございます。ただ、今各市町村とも、希望される方についてはほぼ接種が終了したと伺っておりまして、高知市におきましても集団接種の日を短縮もしたと、そういった状況にありますので、教職員につきましても、やはり希望される方については行き渡っているというような状況だと認識をしております。

◎西内（隆）副委員長 それは希望なのでセンシティブな問題だとは思うんですけども、お子さんたちに接する仕事ですのでできるだけ接種をしていただいたほうがいいのかなと思います。そういう意味においても、数字なんかもできたら把握できたらいいんでしょうけど。それは最終的にそれぞれシステムか何かで拾い上げることができるんですか。それとももう、それぞれ個人情報でということでは分からないという理解でいいですか。

◎小笠原教育政策課長 やはり教職員に限らず、接種をしたか、していないかを把握するというのは、まさにちょっとセンシティブなところもありますので、なかなか難しいと思います。

◎下村委員長 質疑を終わります。

#### 〈小中学校課〉

◎下村委員長 次に、教職員の不祥事について、小中学校課の説明を求めます。

◎武田小中学校課長 それでは、総務委員会資料報告事項の赤色のインデックス、小中学校課をお開きください。

度重なる教職員の不祥事が発生しており、大変申し訳ございません。7月末に懲戒処分を行いました事案につきまして御説明させていただきます。

なお、本事案につきましては、被害者が未成年のため、被害者保護の観点から、懲戒処分の公表の例外規定に基づきまして、対象職員の所属名、氏名、年齢は公表しておりませんので御了承ください。

本事案は、交際をしていた県外在住の18歳未満の女性に対し、複数回にわたり不適切な動画撮影行為を行った公立小学校教諭に対し、停職の懲戒処分を行ったものです。

それでは、本事案の概要につきまして御説明させていただきます。小学校教諭は、本県の教諭に採用される以前の令和2年3月中旬より、SNSを通じて知り合った県外在

住の18歳未満の女性Aと真剣に交際を始めました。1月後の同年4月に本県の教員として採用となった同教諭は、同年8月から令和3年1月頃にかけて、女性Aの同意の下、県外において同教諭の携帯電話で児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に違反する不適切な動画撮影を行い、その動画を所持いたしました。

同教諭は、本年4月中旬から急に女性Aと連絡が一切取れなくなったため、女性Aの安否が気になり、県外にある女性Aの自宅に向かいました。同教諭は、家の前で女性Aの父親と対面し会話をしている最中に、女性Aの住所地を所管する県外の警察署員が現れ、任意同行を求められ、警察署において事情聴取を受けました。

その後、同教諭は本年5月初旬から数日間、任意の事情聴取を受け、本年6月に同法違反の容疑で、県外の地方検察庁へ書類送検され、本年7月1日付で起訴猶予を理由とした不起訴処分となっております。

本事案について、同教諭は結果的に刑事罰を問われることはありませんでしたが、同法に違反する行為を行った事案を本人も認めており、県教育委員会といたしましては、7月20日付で地方公務員法の規定に基づき、停職3月の懲戒処分を行いました。

なお、同教諭からは退職願が提出されましたので、同日付で受理したことも併せて御報告いたします。

以上が、本事案の概要となります。

県教育委員会といたしましては、教職員の度重なる不祥事の発生について、大変重く受け止めております。教職員による不祥事の根絶に向けて、高い倫理感を確立するための取組をより一層進めるとともに、引き続き、学校の組織力向上や風通しのよい職場づくりに努め、職務に精励することで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

以上で、説明を終わります。

◎下村委員長 質疑を行います。

私のほうから、こういう事案は、特に子供たちも含めてですけれど、メンタルの部分とかいろんな部分で、後にPTSDとかいろんなところも含めて、大変尾を引いていく部分もありますので、特に教職員という立場では、もう絶対に起こしてはならない事案だと思います。ぜひ、今後も含めて、徹底した、また教育であったり、いろんな部分でサポートをよろしくお願ひしたいと思ひます。私のほうから要請ということでお願ひしたいと思ひます。

それでは、質疑を終わります。

続いて、令和3年度全国学力・学習状況調査の結果について、小中学校課の説明を求めます。

◎武田小中学校課長 本年5月27日に実施いたしました全国学力・学習状況調査結果に

ついて報告いたします。2年ぶりとなった今回の調査は悉皆調査として11回目、抽出調査を合わせると13回目となります。資料の1ページを御覧ください。

(4)に、本年度の調査に参加した学校数と、これに回答した児童生徒数を示しております。参加学校数は、小学校が185校中184校、中学校が101校中100校、義務教育学校が2校、特別支援学校が4校の計290校となっております。小中学校において、各1校ずつ参加校が少ないのは、調査対象の学年、小6、中3に在籍する児童生徒がいないことによるものです。

2ページを御覧ください。ここでは平成19年度からの小学校、中学校それぞれの教科について、本県の結果と全国平均との差を折れ線グラフで表しています。0.0の太線が全国平均を示しております。国語、算数、数学につきましては、平成30年度までは、知識を問うA問題と、活用を問うB問題に分かれていましたが、平成31年度からはA問題とB問題を一体的に問う調査となりましたので、点数を入れて区別をして示しております。

上段の小学校を見ますと、本年度の国語の結果は全国との差がプラス2.2ポイント、算数においてはプラス0.6ポイントとなっております、国語、算数ともに全国を上回っております。

下欄の中学校におきましては、国語の結果は全国との差がマイナス1.1ポイント、数学はマイナス2.6ポイントとなっております。今回の調査では、小学校も中学校も同じような傾向が見られ、近年伸び悩んでいた国語は大きく改善し、逆にこれまで伸びが見られていた算数、数学において若干低下しております。

次に、各教科に関する学力の状況について御説明いたします。5ページを御覧ください。

上段に小学校の国語と算数の正答数の度数分布のグラフを載せてあります。折れ線グラフが全国平均、柱状グラフが高知県を表しております。御覧のとおり、国語、算数ともに折れ線グラフと柱状グラフがほぼ同じ形状を示しており、さらに正答数の多い層が厚いことから全国上位を維持していることがうかがえます。また、一番下段に示した問題形式別の正答を見ますと、ひし形が全国で柱状が高知県を表しており、国語、算数ともに、全ての形式において、全国よりも正答率が高くなっております。特に記述式において全国を大きく上回ったことが、今回の成果につながったと考えております。

続きまして、中学校の各教科に関する学力の状況について説明いたします。10ページをお開きください。

上段の正答数分布の状況を見ますと、国語、数学ともに柱状グラフが折れ線グラフを若干下回る状況にあるものの、ほぼ同じ形状を示しており、全国平均に近づきつつあることが分かります。また、国語については一番下段に示した問題形式別の正答率を見ますと、記述式の問題の正答率が全国を上回っており、小学校と同様に書くことに改

善が見られました。

小中学校ともに国語の学力が向上した要因としては、受講者参加型で、国語の授業づくりを学ぶことができる講座を開催し、言語活動の授業を具体的に示してきたことが挙げられます。それらを受けて、各学校では国語の時間を中心に、児童生徒が学習内容を振り返り、自分の思いや考えを書くことの取組が定着してきたものと考えます。

一方、数学については、一番下段に示した記述式の正答率が全国よりも低くなっており、無回答も高い結果となっております。国語以外の教科にも、話す、聞く、読む、書くを意識した授業を広げ、思考力、判断力、表現力を総合的に育成していく必要があると考えております。

今回の調査結果だけで、学力がはかれるものでありませんが、県独自に算出した全国総合順位で申し上げますと、小学校は8位、中学校は36位となっております。このことから、第2期教育大綱に掲げる小学校の学力は全国上位を維持し、さらに上位を目指す、中学校の学力は全国平均以上に引き上げるという基本目標を、小学校は達成し、中学校は着実に近づきつつあると捉えております。

なお、高知市についても、市の分析によりますと成果が上がっていると伺っております。この後の10月14日に予定している県・市連携会議において、高知市から報告があるものと考えており、その内容については、高知市としっかり協議を行い精査してまいります。

最後に、質問紙調査の結果の概要について説明いたします。

本年度は、児童生徒の生活習慣や学校経営・評価に関することに加え、新型コロナウイルス感染症の影響やICTを活用した学習状況についての調査も実施されました。15ページをお開きください。

児童生徒質問紙の上段の6は、自尊感情についての項目です。昨年11月に行った県版の質問紙調査の結果と同様に、小学校において肯定的回答が減少していました。これは全国にも同じような傾向が見られており、コロナ禍で学校行事が減ると感染防止のために様々な活動が制約され、自分のよさを自覚したり認められたりする機会が少なくなっていることが影響しているのではないかと推測されます。

17ページをお開きください。学校質問紙調査の結果です。

組織的な取組に関する上段の17と一番下段の91の項目は、中学校については、コロナ禍においても向上しており、教科の縦持ちやメンター制の導入によるチーム学校の構築が進んでいることが分かります。

18ページは、ICTを活用した学習状況についての結果です。下段の学校質問紙、66を見ていただきますと、授業でのICT機器の活用はほぼ毎日の学校が、小学校で約5割、中学校では約6割となっております。前回の平成31年度と比べると、ほぼ毎日活用

している学校が増えており、授業でのICT機器の活用は着実に進んできていると言えます。

19ページは、新型コロナウイルス感染症の影響に関する調査結果です。上段の児童生徒質問紙からは、学校が休校していた期間中、勉強について不安を感じていたと回答した児童生徒が半数以上おり、これは全国的に見ても同じ傾向にあります。

県教育委員会といたしましては、今回の調査結果を踏まえ、引き続き、組織的に授業改善に取り組み、デジタル技術を活用しながら、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと共同的な学びを着実に進めることで、確かな学力と生きる力を身につけた児童生徒の育成に努めてまいります。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

◎**下村委員長** 質疑を行います。

◎**三石委員** 今、全国の学力・学習状況調査の結果の概要について説明を受けました。一生懸命努力されているということがよく理解できたんですけれども、これに関連をして、何点かお伺いをしたい。

今年の6月議会に、知事に対して、昨年度の知事、市長及び教育長による教育についての連携会議の手応えと、今後の高知市の学力向上対策についての所見をお伺いしました。まだ6月議会ですから教育長も記憶に新しいと思うんですけれども。知事からは、昨年度の県市の会議では、中学校の学力が全国平均を下回っているものの、改善傾向が見られることを確認した。13名の指導主事の訪問により授業改善が進んでいる成果である。本年度は、訪問指導に加え管理職マネジメント力を高めるため、高知市の教育次長による全校訪問がされると聞いている。また、高知市への指導主事派遣から4年目になるための全体の評価をするといったような内容の答弁をいただいております。

そこで、本来でしたら8月の末に、知事と市長、県市の教育長が一堂に会して、連携会議を開くということでしたけれども、今年は延びてこの10月14日、議会閉会の後ということになります。そこで会議を開くということをお伺いしておりますけれども、この連携会議というのは本当に大事な会議になります。

そこで、主にどのようなことを議題に話し合われるのか、大体の案ができていると思うんですけれども、よろしければ大体どういう内容のことを話されるのか教えていただきたい。

◎**伊藤教育長** 私から説明させていただきます。今回、今年の8月31日に実施予定でしたけれども、まん延防止等重点措置になりましたので、やむを得ず10月14日に延期をさせていただきます。来週実施をいたします。

議題としましては、今大きく3つを予定しております。1つは、高知市との懸案の課題でありました、この学力向上について、先ほど課長からも説明がありましたけれど

も、今回、この全国学力・学習状況調査の結果につきましても、高知市として高知市の小中学校の分析を独自に行いまして、恐らく高知市とそれを除く高知県のそのほかの生徒との比較もされてくるんだらうと思いますし、一定手応えがあるという状況ですので、そこら辺の詳しい御説明も高知市からあるんだらうと思います。

その中で、まだまだ足りない部分があれば、そういったお話もされますし、県としても、これまでの取組の中で高知市について、どういったような評価をするのかということもありますし、先ほど三石委員から言われましたが、指導主事を派遣して4年目になりますので、それが今後どういうふうな形に持っていくべきなのかといったようなお話をさせていただけるのではないかと考えております。

もう1点は、これも高知県として非常に大きな懸案ですけれども、不登校対策。これにつきまして、昨年度から不登校担当教員を県内20の学校に加配で配置をしております。不登校の発生率が高いという上位20校ですけれども、やはり生徒の半数を抱える高知市において、そのうち10校が高知市内の小中学校になっております。そういった中で高知市の不登校対策に対する取組と、それから、その不登校担当教員の活動内容や実績を報告いただいて、今後、県の状況も含めて、高知市とともに不登校対策をどういうふうにやっていくのかという協議をさせていただきたいと考えております。

3つ目が就学前教育でございます。就学前から個々の力を伸ばしていく、それを小学校につなげていくということが大事だと。平成29年度に保育所保育指針が定められまして、保育所もそういった教育をしていく機関だという位置づけがされました。そうした中で、保育所の所管につきましては、高知県は教育委員会が持っておりますけれども、市町村部局で持つのが一般的なところがございます。徐々に県内も教育委員会が持ってきておりますけれども、高知市はまだ市長部局のこども未来部が保育所を所管しております。

そうしますと、やはり教育委員会という、教育の視点で見るという部分について、現状どうなのかというようなお話をさせていただきながら、私どもとしては、そういう高知市の市長部局と教育委員会とがしっかり連携をしていただきながら、就学前の教育についてしっかりと一緒に取り組んでいきたいという思いを持っております。そういったお話をさせていただきながら、市長の思いも聞かせていただけたらといったことを思っております。

その辺について、知事と市長と両教育長でお話をさせていただきたいと思って、今準備を進めておるところでございます。

◎三石委員 学力と、それと不登校と就学前ですね。これを大きな柱、中心に話をしていくということなんですね。そこで、やっぱり高知市が大きな問題になってくるんですね。児童生徒数、学校もそうですが約半分近くが高知市に集中していますから。そこで、高知市は平成30年に他の3事務所、東部・中部・西部の教育事務所と比べたときに、学

力が劣っているということを自ら認めるといいますか、発表しました。自分ところの内容はなかなか言わないんです。言わなかったけれども平成30年に言った、非常に画期的なことだったんです。

だから、高知市が悪いではなくて、オープンにすることによって、原因はどこにあるのかということも県も市も考えてもらわないといけない。そういう意味で、高知市の状態を言ってもらおうというのが大事になってくるんですけども、ここら辺りは今回の連携会議で高知市は言うのでしょうか。そういう、言っていただきたいというすり合わせなどはしているんですか。

◎伊藤教育長 学力の問題につきましても、先ほどお話ししましたように高知市から、高知市の分析、比較分析みたいなものを出していただけたらと思っておりますし、平成30年からそういう取組をしていただいていますので、そういうお話をさせていただいております。あと、併せて不登校に関しても、具体的な数字でお話をさせていただけると認識しております。

◎三石委員 県は分析はしていますよね。3事務所と高知市の比較、県は把握していますよね。

◎武田小中学校課長 しております。

◎三石委員 どのような状況か、かまわなかったら言ってください。

◎武田小中学校課長 本年度の状況は、高知市も3教育事務所と比べて、高知市は県内の半数以上の児童生徒がいる中で、3教育事務所の中にも迫っている勢いで、特に中学校につきましては差が詰まっている状況でございます。

◎三石委員 その辺り、本当に高知市と腹を割って話合いをしていただきたいと思えます。

それと、これも知事に質問をして答弁いただいたんですけども、指導主事を高知市に派遣していますよね。今13名ですか。派遣して4年目になると。それについての全体評価、どういう評価なのかについてもこの会議で取り上げてもらいたいということもお願いをしたんですけども、その辺りはどのような見通しですか。

◎伊藤教育長 高知市の学力対策は、県も含めて13名の指導主事を派遣したというところを中心に動いておりますので、今回は4年目ということもあって指導主事の成果、総括みたいなお話を双方で協議をしていくことにしておりますから、今回の学力テストの結果を踏まえて、その対応について総括といいますか、評価と今後の方向性みたいなところまでお話ができたらいと思っております。

◎三石委員 それと、就学前の教育、幼稚園、保育所。これは、子供の発達を見通した上で、幼児期に育てるべきことをしっかり育てて、小学校以降の学校全体の生活や、学習の基盤を養うということで物すごく大事なことなんですね。幼稚園、保育所というの

は役割を担っております。

そこで、土森議員がこの前の10月1日の質問で教育長に対して、子育て支援についての中で、就学前の子供たちが置かれている環境にかかわらず、非認知能力を獲得し、健やかに成長できるようにすることについての所見を聞くという質問をしております。その答弁が6つあるんですけども、その中に、教育委員会ではこの指針、要領等に沿った教育、保育が県内の保育所・幼稚園等において確実に実践されることを目指して、昨年度は指導主事、アドバイザー等を述べ285回派遣をし、各園が行う園内研修を支援している。また、今年度からは、指針、要領等に沿った教育、保育が各園で実施されているかを客観的に評価し、全県的な傾向を把握して支援の充実につなげる取組を進めているということをおっしゃっていただいておりますけど、よろしければもうちょっと具体的に教えてください。

◎伊藤教育長 先ほども申し上げました、平成29年に指針や要領が改定されて、そこから保育所、幼稚園の教育的な取組がスタートしております。そういったものについて、各園がしっかりとそれに沿った指導ができるかということについて指導主事やアドバイザーを派遣しながら、園内での研修をずっと進めてきております。

加えて、その結果が客観的にそれぞれの園がそういった指針、要領に基づいた位置づけに至っているのかということを知ってもらうことは必要ではないのかという議論から、今年度から第三者的な方々に園の経営方針、経営状況だとか教育状況について、評価してもらい仕組みを取り入れて、取組を進めております。まずは、個別にこの園はこうですということまで直接返すというよりも、大まかな全体的なものからお示しする中で、各園の気づきであったり、自分の園がこういった位置にあるかというのを考えてもらったりというようなところから始めていきたいということで、そういった御答弁をさせていただいております。

◎三石委員 それと、こうした幼児期の育ちを小学校での学びに円滑につなげるため、保育所、幼稚園等と小学校の教員同士が互いの教育内容を理解し合い、それぞれの指導に生かす取組を県内3町村でモデル的に取り組んでいただいております、本年度はこの成果の全県的な普及を進めているところだとありますけれども、これですよね。高知市との連携会議で幼児教育のことを取り上げると言いましたけれども、3町村でモデル的にやっているというのはいいことなんですけれども、高知市でぜひこういう取組をしていただきたいということ、やっぱり強く要請をしていただきたいと思うんです。今までなかなかこういうことについて話がなされてなかったですよね、実際の話。その辺りどうですか。

◎伊藤教育長 個別に、例えば我々と保育所、幼稚園、我々と小学校とかでの話の中では出ておりますけど、私どもとしては高知市役所の中でのそういう保育部門と教育委員会部門の連携強化みたいなものが、もっとあって、されたほうがいいのではないだろう

かということをおもっております。また、ここの部分につきましては、今までも私どもがいろいろな学校なりを一緒に入らせてもらう中で、今まで就学前の健診のときに子供の様子を最初に見られるという話があったんですけれども、校長先生からするとやっぱりもっと早い段階から子供の状況を、入学すべき小学校のことを知っておきたいと。そういった中で、校区にある保育所、幼稚園の先生方と小学校の先生方の交流も大事だろうという話を聞いておりますので、それを具体的にどういうふうに結びつけていくかと、そういったようなことについても、お話をしていけたらと思っております。

◎三石委員 分かりました。

いつも言っているように、全てにおいて物すごく、高知市、県も前進していると思っております。といいますのは、昭和52年当時、それから長い間、県と市は対立の構図でした。高知市内は高知市内で、市の教育委員会の言うこと聞かないんですから。知事の答弁で、高知市の教育次長が市内の学校を回りますということを言われていますけど、回るのは当たり前ですよ。今に始まったことじゃない。常に、もう昭和52年当時から現場へ行って話をしないとイケない。そういうことは一切なかったんです。私も現場やっていますから。市の教育委員会は高知市の現場へ入れなかったんですよ。県教育委員会が行くといったら実際とんでもないことという状況だったんですね。それを皆さん努力に努力を重ねて、やっと県と高知市が力を合わせて子供のためにやろうということで、いい方向に進めると、私、非常にうれしく思うんですけれども。

そういう意味において、この10月14日に開かれる教育連携会議というのは、高知市との教育に特化した県と市の連携会議、これは非常に重要な大事な会議になるんです。その会を開くまでに、事務局同士ですり合わせて、こういう形でやっていこうという、もう準備はほぼ整っていると思うんですけれども、形だけのものではなくて、本当に忌憚のない意見、思い、そういうものを出し合って、ぜひ、本県の教育の発展のために頑張ってください。そういう面では非常に責任重大ですよ。ありきたりの言葉で、お互い、ああそうですか、こうですかというような会議ではいけないですよ。課題に正面から向き合って前進をするようにしていただきたいと、そのことを要請して終わります。

◎下村委員長 質疑を終わります。

次に、第2期オーテピア高知図書館サービス計画（案）について、生涯学習課の説明を求めます。

◎合田教育次長（総括） 教育次長の合田でございます。この報告事項につきましては、私から御説明をさせていただきます。

総務委員会資料報告事項の教育委員会の赤いインデックス、生涯学習課のページをお開き願います。

令和4年度から8年度を期間といたします第2期オーテピア高知図書館サービス計

画（案）につきましては、6月議会の当委員会で、この資料の上段にあります基本理念、あるいは基本方針、強化・充実のポイント、目標となるサービス指標などについて御説明をさせていただきました。その後、7月6日から8月5日までパブリックコメントを実施し、計11件の御意見をいただきました。計画案全体を見直すような御意見ではありませんでしたが、この御意見を踏まえまして、記載内容の一部、加筆するなどして、今回、最終案を取りまとめましたので、本日は御意見の内容や反映状況について御説明をいたします。

この資料の下段の左側をまず御覧ください。いただいた御意見のうち3件について、計画案の記載に反映をさせていただきました。

まず、1つ目の日本図書館協会の図書館の自由に関する宣言の記載につきまして、この宣言では資料の収集、提供の自由ですとか、プライバシーの保護の重要性など、図書館が情報提供機関として健全に機能する上での原則をうたっております。最近のデジタル技術の進展に伴いまして、オーテピアにおきましても、電子図書館など非来館型サービスを拡充することといたしておりますことから、社会情勢の変化や、国の施策に関わる動きの項目に、デジタル環境下での図書館利用におけるプライバシーの保護などについて記載を追加いたしました。

2つ目の、県民にあまり知られていないバリアフリー図書等の周知と利用促進、3つ目の広報手段として漫画を活用したサービスの紹介といった御意見につきましては、ともに図書館サービスの普及啓発に関する御意見でございます。

パブリックコメント前の計画案のサービスの普及啓発の項目には、主な取組として、SNSの活用でありますとか、プッシュ型広報といった記載をしておりました。今回の御意見を踏まえまして、さらに、幅広い広報や分かりやすい広報を行っていくため、各種団体関係機関との連携、あるいは漫画等の活用に関して、記載の追加等を行いました。

次に右側を御覧ください。いただいた御意見の内容が既に計画案に盛り込まれていると考えられるものが6件ございました。

まず、知的障害者に寄り添った対応について2件の御意見をいただきました。これにつきましては、サービス提供の基礎となる資料・情報の充実と司書の専門性の向上の項目で、利用者へのカウンセリング能力やホスピタリティの向上といった記載をしております。司書の専門性を高めまして、知的障害者をはじめ、障害者や高齢者はもとより、図書館を利用される全ての方々に寄り添ったサービスの実現に取り組んでまいります。

次に、子育て応援コーナーの充実・発展について1件御意見をいただきました。これにつきましては、利用者に応じた対象別の図書館サービスの充実の項目で、子育てに関連する図書の展示、あるいはイベント情報の提供、子育て中で直接来館できない方へのインターネットによる情報提供などを記載しておりまして、子育てに役立つ情報及びそ

の提供の充実・強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、市町村立図書館等への支援・連携について、3件の御意見をいただきました。これにつきましては、連携・支援及び図書館の活用の項目で、市町村立図書館への支援として、研修機会の提供、あるいは協力貸出用資料の充実、運営やサービスの充実に向けた相談の実施などを記載しております。オーテピアが蓄積した課題解決支援のノウハウの共有、あるいはオーテピアから市町村図書館に対する提案などによりまして、市町村立図書館のサービス向上を支援してまいります。

その下にありますその他として、サービス計画への県民・市民の理解促進といった御意見をいただいております。これにつきましては、第2期サービス計画を分かりやすくお伝えするリーフレットなどの作成を今後検討してまいります。

いただいた御意見につきましては、以上申し上げたように整理させていただきまして、第2期サービス計画の最終案として、本日、委員の皆様のお手元にもお配りしております。詳細はお時間あるときに、お目通しいただければ幸いです。

なお、本日のこの御説明の後、今月下旬に予定している定例教育委員会におきまして、本最終案を決定してまいりたいと考えております。その上で、パートナーであります高知市とも協議しながら、必要な準備を行い、令和4年度から本計画を実行に移してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

ここで、20分ほど休憩いたしたいと思っております。再開時刻を2時45分とします。

(休憩 14時24分 ～ 14時44分)

◎下村委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

《警察本部》

◎下村委員長 次に、警察本部について行います。

それでは議案について、本部長の総括説明を求めます。

なお、本部長に対する質疑は、課長に対する質疑と併せて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎熊坂本部長 それでは、警察本部提出の補正予算議案について御説明いたします。お手元の資料①令和3年9月高知県議会定例会議案（補正予算）の3ページをお願いいた

します。

今議会をお願いしている補正予算の見込額は、款14警察費の欄に記載のとおり、警察活動費の総額3,449万8,000円の増額となっております。

続きまして、債務負担行為に関しまして8ページをお願いいたします。

追加事項といたしまして、放置駐車車両確認事務委託料6,569万4,000円の1件でございます。各事業の詳細につきましては、会計課長から説明させます。

私からは以上でございます。

#### 〈会計課〉

◎下村委員長 続いて、会計課の説明を求めます。

◎柳瀬警務部参事官兼会計課長 それでは、お手元の資料②令和3年9月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）に基づき説明いたします。113ページ、公安委員会補正予算総括表をお願いいたします。

9月補正予算見込額は、総額で3,449万8,000円の増額です。まず、歳入予算について説明しますので、資料の次のページ、114ページを御覧ください。

款9国庫支出金の補正額1,724万9,000円は、当初予算編成後に確定となった警察庁補助金の加算分であり、この後説明させていただくサイバー犯罪対策などの歳出財源に充当させていただくものです。

歳出予算につきましては、115ページを御覧ください。

補正予算見込額は全て目1活動費です。右端の説明欄1生活安全対策費473万4,000円は、高度化、多様化するサイバー空間における犯罪への対処能力強化のため、資機材を整備する経費です。スマートフォンやパソコンなどを分析・解析する捜査資機材の増強や、警察官のサイバー犯罪対処能力向上のため、教養資機材の追加整備を進めるものです。

説明欄2犯罪捜査費1,410万2,000円は可搬型、つまり運搬、設置が容易にできる取調べ録音・録画装置10式と、現場写真などをプリントアウトするデジタルフォトプリンター16台の更新整備に要する経費です。

説明欄3交通警察費1,566万2,000円は、主要な交差点に設置している交通事故自動記録装置のうち4式と、飲酒取締りに使っているアルコール測定器11式の更新整備に要する経費です。これら更新しようとする各機器につきましては、老朽化や補修用部品の生産中止、保証期間の終了により、安定運用に支障が出ているため早急な更新が必要となっております。

次に、債務負担行為につきましては、116ページを御覧ください。

追加事項の放置駐車車両確認事務委託料は、駐車監視員が巡回して駐車違反車両を確認するもので、平成18年から継続させている委託事務です。現在の契約が今年度末で終

了するため、令和4年度から新たに3か年契約を行いたいもので、一般競争入札を実施するための準備期間や落札者に必要な研修期間などを考慮すれば、年度内の契約が必要となってくるため、今回の補正予算でお願いするものです。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 1つはサイバー犯罪対策用に端末を何台か購入する分かと思うんですけど、この捜査情報分析用資機材は、何セット購入しようとしているのかを教えてくださいませんか。

◎柳瀬警務部参事官兼会計課長 まず、捜査分析用資機材なんですけれども、据置き型の大きなもの、これはパソコンみたいなものとそれに解析用のソフトウェアがセットになったものなんですけれども、これを1セット。それと携帯用のものを1セット、合計2セットを購入したいと考えております。

それと、研修用のパソコンなんですけれども、これは捜査員のサイバー処理能力向上のための検定を、順次進めていこうと考えています。その検定に必要なパソコンが今5台あるんですけれども、ちょっと古くなってきていまして、もう今の時代の検定には使いにくいということで、新たに10台を購入しようとしているものです。

◎坂本委員 それと、この可搬式録音・録画装置というのは入札を一応されるんだと思うんですけれども、こういう警察で使うものというのは取り扱っている業者というのは、相当あるんでしょうか。

◎柳瀬警務部参事官兼会計課長 製造元は限られているんですが、取り扱っている業者が複数あります。

◎坂本委員 それと、放置車両の委託費の関係で、落札業者に指導すること等も含めて年度内ということなんですけど、これまでも何回か入札をしてきていると思うんですけれども、ずっと同じ業者が落札しているということはないですか。

◎柳瀬警務部参事官兼会計課長 おっしゃるとおり、平成18年から全て同一業者の落札になっています。それで同一業者が、次ももし落札されるのであれば、この期間というのはあまり必要ないんでしょうけれども、新たな業者が落札された場合、一から準備期間が必要ですので、この措置を取らせていただきたいと思います。

◎坂本委員 いわゆる放置駐車車両確認事務というのが始まったときは、割と放置駐車車両を確認するためにパトロールというか、回っている業者の車両をよく見かけたんですけども、最近あんまり見かけないんですが、稼働日数的には、従前と同じように1年間の稼働日数というのは決められた形でやられているんでしょうか。その稼働日数の推移とか、そういうのは各年によって違うんでしょうか。

◎柳瀬警務部参事官兼会計課長 出来高ではなしに、分かりやすくいうと、何時間稼働

したという契約ですので、外へ出る稼働日数としては変わりはないはずです。

◎坂本委員 分かりました。

◎梶原委員 それぞれ犯罪捜査費、交通警察費等々で備品購入費という形で今回補正予算となっていますが、御説明いただいたら、やはりそれぞれの機器が購入して10年以上たち、操作などに様々な不具合が生じる場合もあるということですので、もちろん税金で購入する資機材、すごく大切に使用していただくのは大変ありがたいし、それが基本だろうとは思いますが、言われるように、例えば捜査に支障を来す場合であるとか、そういったことを考えると、捜査力をきちんと高めるためにも資機材の充実というのは大変大事なことなので、もう少し早いタイミングでの更新であるとか、やっぱり資機材の精度とかは日々更新していますので、そういうことがしっかり交通安全にも、犯罪捜査力の向上にも、ひいては県民の安全にもつながるといような場合には、積極的にどうか、早い段階での更新等々も、ぜひまた検討しながら、それぞれの職務に当たっていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

◎坂本委員 関連で。私もそのことをちょっと聞こうかと思っていました。結局、さっきの御説明だと、歳入部分で、いわゆる都道府県警察費補助金1,724万9,000円が加算分として今回補正で収入が入っているわけですね。だから、補正の加算分があったから購入できたわけなのかなと。逆に、梶原委員が言われるように、必要なものであれば、本当は先に積算して、きちんとこういった物に必要なだからということで補助金を当初から予算配分してもらって、当初から購入できるようにしておく必要があるのではないかと思うんです。

それが、今回たまたま加算分で収入があったから、これを機会にやっぱり更新を早くしておかなければならないのは更新しておこうということに、更新が後から来ているのかなという感じがするんですけど、その辺はどうなんですか。

◎柳瀬警務部参事官兼会計課長 今回計上させていただいた物品は、当然今年度の当初で買ったものなんですけれども、やはり査定の関係がありまして、どうしても落とさざるを得ないと。場合によったら、この補助金関係なしに補正でも計上を考えていたところなんですけれども、4月になって予算の査定が終わってから補助金が来たということで、これに充当させていただいたと。今回についてはそういう次第です。

◎田中委員 坂本委員の質問で関連なんですけれど。今回新たにまた放置駐車車両の確認事務委託料ということで、実際いわゆる駐車違反で確認している車両自体の推移というのはどうなんですか。

◎柳瀬警務部参事官兼会計課長 この委託された業者の方と、もちろん警察官自身も取締りをしているわけなんですけれども、委託された方の件数というのは、令和2年度の実績で言いますと、約全部の件数の5分の1程度であります。

◎田中委員 その5分の1の中でのこの推移。警察官ではなくて、この確認している業務の方が確認している車両の推移というのはどうなんですか。

◎柳瀬警務部参事官兼会計課長 過去5年間で見ると、5年前はおおむね1,200件ぐらいだったのが、ちょっと半分ぐらいになっているところもありまして、それが実情であります。

◎田中委員 減ることが目的なはずですので、いいことだとは思いますが、分かりました。

◎中根委員 放置駐車車両の確認の件なんですけれど、3年間の契約の支出予定額の、令和4年度が800万円くらい多いのはなぜでしょうか。年間2,200万円と言ったら多いような、少ないような、大体何台くらいのパトロールカーが出て、何人くらいを想定しているのかも、もし分かれば教えてください。

◎柳瀬警務部参事官兼会計課長 4人のペアで、2人ずつで2ユニットという運用を毎日行います。

◎中根委員 毎日ですか。

◎柳瀬警務部参事官兼会計課長 申し訳ありません、土日は除いて平日毎日です。

◎中根委員 令和4年度が、ちょっと内訳的に多いのはなぜですか。

◎柳瀬警務部参事官兼会計課長 3年度の均等割ではなしに、初年度は車両の準備とか、あとユニフォームなど、一定事業者のほうで構えていただくものがありますので、それを含めて初年度は若干多くなっております。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、警察本部の議案を終わります。

#### 〈報告事項〉

◎下村委員長 続いて、警察本部から1件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにいたします。

最初に、本部長の総括説明を求めます。

なお、本部長に対する質疑は、課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎熊坂本部長 それでは、報告事項について御説明いたします。

現在進めております高知警察署庁舎新築工事に関してでございますが、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、本年9月2日付で知事の専決を受け、工事期間について契約変更をしております。詳細につきましては、会計課長から説明させます。

私からは以上でございます。

◎下村委員長 続いて、高知警察署庁舎新築工事に係る工期延長について、会計課長の説明を求めます。

◎柳瀬警務部参事官兼会計課長 青いインデックス、警察本部の説明資料をお願いいたします。

現在、整備を進めている新高知警察署につきましては、平成30年から令和3年12月までの4か年度計画で事業を開始したわけですが、基礎工事の際に発生した予期しない埋設物への対応に時間を要したことや、新型コロナウイルスの感染拡大による物流の停滞なども影響して、工期に2か月半の遅れが生じています。3密回避などの感染対策上、現場に作業人員を集中投入できないこともあって、工程調整が困難となり、建築主体工事については、地方自治法の規定に基づき、9月2日付で知事の専決を受けて、工期末を令和3年12月14日から令和4年2月28日にする契約変更をさせていただきました。併せて、関連する設備工事につきましても、工期末を2月28日に変更しています。

なお、新庁舎で業務を開始する時期ですが、当初は令和4年2月頃を計画していましたが、今回の工期延長により、令和4年5月中を開始予定として調整中であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、警察本部を終わります。

お諮りいたします。

以上で、議案についての審査は終了いたしました。ほかの委員会の採決が終わっていませんので、本日の委員会はこれで終了とし、採決についてはあした行いたいと思いますが御異議ありませんか。

(異議なし)

◎下村委員長 御異議なしと認めます。

それでは採決については、あしたの午後1時から行います。他の委員会の状況で遅れることがあれば事務局のほうから連絡させますので、よろしく申し上げます。

本日の委員会はこれで閉会します。

(15時3分閉会)